

平生町告示第23号

平成19年第5回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成19年8月30日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成19年9月13日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君	大井 哲也君
岩本ひろ子さん	淵上 正博君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	吉國 茂君
福田 洋明君	平岡 正一君
藤村 政嗣君	田中 稔君

9月14日に応招した議員

9月26日に応招した議員

応招しなかった議員

平成19年 第5回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成19年9月13日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成19年9月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
- 日程第5 議案第1号 平成19年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成19年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成19年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 政治倫理の確立のための平生町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 熊南地域休日診療施設組合の解散に関する協議について
- 日程第16 議案第12号 熊南地域休日診療施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第17 認定第1号 平成18年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算

算の認定について

- 日程第21 認定第5号 平成18年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第6号 平成18年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第7号 平成18年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第8号 平成18年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第9号 平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第10号 平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第11号 平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 報告第1号 平成18年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第2号 平成18年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第3号 平成18年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第31 報告第4号 平成18年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第32 報告第5号 平成18年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第33 報告第6号 平成18年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第34 報告第7号 平成18年度平生町地域福祉基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第35 報告第8号 平成18年度平生町大田教育文化基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第36 報告第9号 平成18年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の

状況報告

- 日程第37 報告第10号 平成18年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第38 報告第11号 平成18年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第39 一般質問及び質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(14日間)
- 日程第4 山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
- 日程第5 議案第1号 平成19年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成19年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成19年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成19年度平生町老人医療事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平成19年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第6号 平成19年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第7号 平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第12 議案第8号 政治倫理の確立のための平生町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 平生町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第11号 熊南地域休日診療施設組合の解散に関する協議について
- 日程第16 議案第12号 熊南地域休日診療施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第17 認定第1号 平成18年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第2号 平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第3号 平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算

算の認定について

- 日程第21 認定第5号 平成18年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第6号 平成18年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第7号 平成18年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第8号 平成18年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第9号 平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第10号 平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第11号 平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

出席議員（12名）

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 湊上 正博君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	9番 吉國 茂君
10番 福田 洋明君	11番 平岡 正一君
12番 藤村 政嗣君	13番 田中 稔君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	合頭 興亞君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			高木 哲夫君
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	木谷 巖君
税務課長	洲山 和久君	健康福祉課長	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	安村 和之君	教委総務課長	福本 達弥君
教委社会教育課長	弘中 賢治君	財務班長	池田 真治君

午前9時00分開会・開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第5回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において河内山宏充議員、吉國茂議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの14日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決しました。

・ ・

日程第3．諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌、議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成19年7月分、8月分及び9月分の例月出納検

査の結果報告、並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4．山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

議長（田中 稔君） 日程第4、山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

山口県後期高齢者医療広域連合議会議員は、関係市町の長及び議員により構成され、その任期は当該関係市町の長、または議員としての任期とされています。このたび町議会議員のうちから、選出された議員の1人が平成19年5月31日に任期満了となったため、広域連合議会議員に欠員が生じることになりました。これに伴い、同年6月1日付で山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の執行が告示され、候補者の届け出の受け付けを行った結果、定員の1人を上回ったため、県内全町議会において選挙を行うこととなったものであります。

この選挙は広域連合規約第8条第4項の規定により、県内すべての町議会における得票総数により当選人の決定をすることになりますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。選挙結果の報告については会議規則第30条の規定にかかわらず有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第30条の規定にかかわらず有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。事務局長。

〔議場閉鎖〕

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。候補者氏名掲示を配布いたさせます。事務局長。

〔候補者氏名掲示配布〕

議長（田中 稔君） 候補者氏名掲示の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配布させます。事務局長。

〔投票用紙配付〕

議長（田中 稔君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。事務局長。

〔投票箱点検〕

議長（田中 稔君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。お手元に配布いたしました候補者氏名掲示をもとに、投票用紙に候補者1名の氏名のみを記載の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番 河藤 泰明議員	2 番 大井 哲也議員
3 番 岩本ひろ子議員	5 番 淵上 正博議員
6 番 細田留美子議員	7 番 柳井 靖雄議員
8 番 河内山宏充議員	9 番 吉國 茂議員
10 番 福田 洋明議員	11 番 平岡 正一議員
12 番 藤村 政嗣議員	13 番 田中 稔議員

.....

議長（田中 稔君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（田中 稔君） 開票を行います。

お諮りいたします。会議規則第29条第2項の規定により立会人に河藤泰明議員、大井哲也議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に河藤泰明議員、大井哲也議員を指名いたしたいと思っております。

立会人の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（田中 稔君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数 12 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票 12 票、無効投票ゼロ票。有効投票中、淵上正博候補 5 票、新山玄雄候補 7 票、以上のとおりであります。

よって、ただいまの選挙結果を、山口県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第 7 条の規定に基づき、直ちに山口県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙、選挙長へ報告いたします。

日程第 5 . 議案第 1 号

日程第 6 . 議案第 2 号

日程第 7 . 議案第 3 号

日程第 8 . 議案第 4 号

日程第 9 . 議案第 5 号

日程第 10 . 議案第 6 号

日程第 11 . 議案第 7 号

日程第 12 . 議案第 8 号

日程第 13 . 議案第 9 号

日程第 14 . 議案第 10 号

日程第 15 . 議案第 11 号

日程第 16 . 議案第 12 号

日程第 17 . 認定第 1 号

日程第 18 . 認定第 2 号

日程第 19 . 認定第 3 号

日程第 20 . 認定第 4 号

日程第 21 . 認定第 5 号

日程第 22 . 認定第 6 号

日程第 23 . 認定第 7 号

日程第 24 . 認定第 8 号

日程第 25 . 認定第 9 号

日程第 26 . 認定第 10 号

日程第 27 . 認定第 11 号

日程第 28 . 報告第 1 号

日程第29．報告第2号

日程第30．報告第3号

日程第31．報告第4号

日程第32．報告第5号

日程第33．報告第6号

日程第34．報告第7号

日程第35．報告第8号

日程第36．報告第9号

日程第37．報告第10号

日程第38．報告第11号

議長（田中 稔君） 日程第5、議案第1号平成19年度平生町一般会計補正予算から、日程第16、議案第12号熊南地域休日診療施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでの件及び日程第17、認定第1号平成18年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第27、認定第11号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明並びに日程第28、報告第1号平成18年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告から、日程第38、報告第11号平成18年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告までの報告を求めます。

山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。9月中旬を迎え、厳しい残暑が続くものの、ようやく虫の声とともに朝夕のしのぎやすさを感じるころとなりました。

振り返ってみますと、当地方は6月13日に平年より8日遅れて梅雨入りし、以降、豪雨をもたらすことなく適量の降雨量にとどまりました。若干、日照不足の懸念がされましたように、梅雨明けは平年より5日遅い7月23日となりました。一方、関東甲信地方は梅雨明けが8月1日にずれ込み、気象状況においても平年並みということが、なかなか通用しなくなっているのが今日の状況であります。

そして、何と言ってもこの夏は異常な暑さでありました。とりわけ、一番の話題は日本における最高気温を74年ぶりに更新したことであります。岐阜県多治見市と埼玉県熊谷市における40.9度の記録は、昭和8年に山形市で記録して以来のもので、同じ日に2カ所での記録更新は地球温暖化以外には考えられず、こういう記録は更新されたとしてもうれしいものではありません。

当地方も梅雨明け以降は台風の襲来を除き、晴天続きで8月の降雨量は平年以下を記録してお

ります。天気予報で耳にする35度を超える猛暑日は、毎年その数が増えておるといのが実感であります。猛暑の原因としてあげられるのは南米ペルー沖の海面水温が平年より低くなるラニーニャ現象と言われ、ラニーニャが発生するとフィリピン付近の海水温が上昇し、対流活動が活発化して太平洋高気圧が発達しやすくなるとされております。その太平洋高気圧の発達のせい、台風5号が当地方に8月2日に上陸した後は発生数も平年に比べて極端に少ない状況であります。今後の台風に十分注意する必要があると認識をいたしております。

本町にとりまして、これまで2度にわたる台風は大きな被害をもたらすことなく、平穩無事に過ぎていることを喜ぶたいと思ひますが、昨今自主避難の意識は高まり、年々高揚し、7月14日にあつては最大で30世帯41人、8月2日 台風5号ですが、にあつては49世帯72人を記録いたしております。今回、宇部や山陽小野田市などで高潮警報による避難勧告の発令は、住民の生命尊重の上で必然的なことであつたように考へておりますが、本町も長い海岸線を有していることから、高潮、高波の判断をどうするか。防災情報システムの監視カメラでのチェックはできますが、今後の課題でもあると認識をいたしております。また、気象台に対しても、高潮、高波警報の発令に当たつては、数値でもつて情報をいたしたいとも要望をいたしております。

さらに災害関連で参議院選挙の期間中でありましたが、中越沖地震が7月16日、午前10時13分ごろ発生し、マグニチュード6.8、震度6強を記録いたしました。あの岩の中から無事保護された優太ちゃんの記憶がまだ、鮮明に残っている中で、3年もたない間に、再度の地震の被害、新潟県民にとっては「災害は忘れたころにやってくる」ではなく、「忘れないうちにやってきた」のでありまして、改めて災害の非情さを見せつけられた思いでいっぱいだろうと推測いたしております。

この春の能登半島地震を含め、裏日本、日本海側を襲つたものでありまして、被害総額は約1兆5,000億円を超え、被害建物の住宅の一部損壊を含め、約3万9,000棟を数え、映像を見る限り、死者11人で済んだのが不思議なぐらいの状況といえます。

また、柏崎・刈羽原子力発電所におきまして、設計時の想定を大きく上回る揺れで、1号機から7号機まで点検で停止していた3基を除き、緊急停止はしたものの、数々の管理のずさんさが明らかになりました。世界有数の地震国である日本では、原子力発電所については特に厳しい耐震性が求められるのは当然であります。その前に一番驚いたことは、変圧器が火災を起こしたにもかかわらず、化学消防車の配備がなかったことあります。この地震を受けて、各電力会社においても配置を考へるといふ報道がされておりますが、立地周辺の住民の安全確保の上で、まだまだ十分な配慮を必要としておるところであります。

この地震で820万キロワットに及ぶ発電所がストップしたことにより、東京電力では17年

ぶりに供給制限を行いました。科学の発達の中で当然のごとく恩恵に浴している現代人に対するひとつの警鐘であったのかもしれませんが。

もう一点、明らかになったことは、避難支援などを必要とする災害時要援護者との連絡が取れていなかったということであります。個人情報保護法などが障害になり、地域住民との協力や、必要な連絡体制などを含めた支援計画ができていなかったことが背景にあるものであります。要援護者の多くは避難所などにおいて、無事であったようでありますけれども、災害発生時の救出や避難誘導に欠かせない体制づくりが進んでいない実態が浮き彫りになったものであります。

今、本町ではこれらを教訓として「災害時要援護者支援マニュアル」を策定中でありまして、防災と福祉の担当課で要援護者の安全・安心を図っていこうという取り組みを開始したところであります。

こうしたさなか、定められました平成19年第5回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙中にもかかわらず、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、7月に行われました参議院議員通常選挙について申し上げます。

一昨年の衆議院議員総選挙とは攻守ところを変え、野党の勝利に終わりました。与党惨敗の直接的な引き金となったのは、年金のずさんな管理や後手に回った対応、政治と金の問題、相次ぐ閣僚の暴言や失言などに対する国民の怒りであったと思います。

しかし、問題の本質的な背景には、小泉政権以来の構造改革という名の痛みを耐えてきた人々の怒りというものが底流にあったことを忘れてはなりません。市場競争原理優先と規制緩和によって、確かに景気は回復をしたものの、中央と地方、大企業と中小零細企業、雇用、賃金、所得、医療の格差など、改革の痛みが地方や弱者に集中的にしわ寄せされるひずみを生じているのであります。

ようやく先月の政府の経済財政白書でも、この広がる格差を放置すれば、国民生活水準そのものが低下することになると警鐘を鳴らすようになりました。今回の参議院議員選挙の結果、とりわけ地方の1人区での与党の惨敗の結果は、こうした地方の疲弊に象徴される格差問題への対応こそ、優先して取り組むべき課題であることを示しているといえます。

こうした中で、昨日は日本列島のみならず全世界に激震が走りました。安倍総理は山口県から8人目の首相として県民の大きな期待を背負い、伊藤博文首相から数えて第90代目の首相に就任をいたしました。昨日突如辞任を明らかにいたしました。臨時国会本会議での所信表明を行い、それに対する代表質問を前に辞任するという前代未聞のことをごさいます。ただ、ただ、驚いております。

閣僚の不祥事をはじめとして、内閣のリーダーシップが問われる中、党三役や内閣を改造して

政権の立て直しを図ったものの、ここで退陣を決意せざるを得なかった背景を考えると、参議院選挙における与党惨敗という大きな痛手ははかり知れないものがあったのではないかと推察をいたしております。首相に就任して間もなく1年、志半ばでの辞任は無念の極みだと察して、本当に残念でなりません。

ところで、本町のこの参議院選挙の投票率は、前回に比較して約2%の減少で、66.62%という結果でありました。期日前投票そのものは定着化し、投票者数は増加をしましたが、全体的に低落傾向に歯どめをかけることはできませんでした。しかしながら、この期日前投票制度のあり方そのものに若干の疑問を感じるころがあります。国政選挙の期間が長期間にわたった場合、期間すべてに期日前投票所を設け、さらに当日においても午後8時までの投票所の開設、その時間と経費を考えると、いかがなものかと思われてなりません。投票率そのものを経費節減の観点からももっと効率的に改善をし、国民の理解を得ながら投票率の向上対策を講じるべきだと考えております。

また、今年は終戦から62年、恒例により広島市、長崎市で原爆犠牲者慰霊平和祈念式典が開催されました。特に、今年は統一地方選挙のさなか、伊藤長崎市長が凶弾に倒れた年であり、時の防衛大臣の「原爆投下についてはしようがなかった」という発言もあったことから、国民の多くが関心を持ってこの式典を見入ったのではないかと思います。秋葉、田上両市長とも伊藤市長の核兵器廃絶に対する行動を讃え、あいさつの中でその偉業に触れておられました。世界で唯一の被爆国である日本が、世界に対して平和のメッセージを届けることを改めて確認し、一瞬にして20万人を超える尊い命が失われたことを忘れてはなりません。引き続き国際社会の中で日本は核廃絶を強く訴えていくべきであると痛感をいたしました。

次に、暑い夏であったことが原因とは思われませんが、悲しくも痛ましい事件がこの周辺でも発生をしました。田布施町にあっては水の事故と交通事故が発生をし、昨年本町の若者の水死に続いて、錦川においていたいけな7歳の児童の水死でありました。あまりにも早い死に対し、言葉もありません。交通事故についても歩行者がバイクにはねられたというもので、さらなる交通安全意識の醸成が必要です。

上関町で起きた16歳少年による祖父殺害事件は、昨年の徳山高専生による事件に続くセンセーショナルな話題を提供いたしました。全国ネットで報道されましたが、少年を無事保護できたことはせめてもの救いではないかと思います。両親の離婚による祖父宅での日常生活、多感な少年の時代にひとつの影を落とすものであったろうと思います。それを受け入れてもらえる環境というものが祖父との世代ギャップにおいてうまく機能することができなかったのではないかと考えられ、現代社会の縮図があるように思われます。柳井市での放火事件も1人の命を奪う結果となりまして、愚直な行為に及んだことに怒りを覚えております。被害者、犠牲者に対し、衷心

よりお見舞いを申し上げ、再発防止に向けた取り組みを講じていかなければなりません。

本町で起きた行方不明者の捜査についても申し上げておきたいと思います。

84歳の多少認知症のおばあちゃんでしたが、8月15日午前に所在不明となって、翌日、警察と消防団で捜索活動を展開をしたものであります。幸いにも午後4時過ぎに無事に保護されたということで、家族ともども喜びに堪えなかったところであります。今回、再認識したことは、情報が不足をする中で、また、所在不明後、15、6時間経過した後では捜索範囲が広がって大変困難を極めたということであります。

また、暑い夏の日でありましたから、捜索側に熱中症などの二次被害が出ないように気を遣う面もございました。

最近、このような捜索活動が頻繁に起こっておるということは、高齢者が増えたことや家族、地域のきずなが薄くなっているということなどが背景にあると思いますが、何事も初動体制の確立が重要であり、早ければ早いほどいいものでありまして、今後の教訓として、要援護者支援の一環としても肝に銘じて危機管理にあたりたいと認識を新たにいたしておるところであります。

その意味で今年度当初予算でも計上しておりました職員の危機管理についての研修会を先月持ちました。毎年こうした研修を開催することで、危機管理のノウハウを会得しながら、能力向上を図っていく基本姿勢でもあります。

当日は、管理職中心の講義と実戦部隊であります主査級の講義と図上訓練を行い、6月に行った災害担当課10人を対象としたコンピューターを使った平生町防災力強化研修、防災マップ作成演習とあわせ、年々対応力の強化に努めているところであります。

それでは、前置きが若干長くなりましたが、本町の6月定例会以降の主な動きについて触れてみたいと存じます。

まず、地方交付税の状況であります。結論的には普通交付税は8,465万6,000円の予算超過の歳入となりました。当初予算で14億9,800万円を計上いたしておりましたが、これは国の出口ベースでマイナス4.4%のところを試算に基づき、17年度実績対比マイナス1.0%という内容のものでありました。7月31日に決定通知をいただきましたが、15億8,265万6,000円となり、差し引き8,465万6,000円の予算を上回るものとなったものであります。

この理由は新型交付税制度の改正分について、プラス効果はありますが、特に「頑張る地方応援プログラム」にかかわる増加需要額が認められたことによるものであります。中でも行政改革の取り組み実績が大きく影響しており、平成14年度と17年度の経常経費の歳出削減率などによる増額措置や、条件不利地域の割り増し措置等によりまして、7,800万円余り需要額が積算されたものであります。

平成17年度は16年度に策定した「緊急行財政改革プログラム」の初年度でありまして、基金繰り入れを最小限として歳出削減を図った実績が交付税額に反映されたものでありまして、そのほか各市町、それぞれ出生率、若年者就業率や転入者人口など、全部で9項目を対象にしてこの加算措置が行われたものであります。

さらに総務省の事業として「頑張る地方応援プログラム」第1次募集に対して、CATV事業、自治会活動費、フラワーベルト整備事業の3点について応募したことは6月の際にも申し上げましたように、これら地域独自の活性化対策については、特別交付税で措置されるものと考えております。

しかしながら、後ほど補正予算でも御説明申し上げますが、町税の調定額そのものがマイナス計上となっております。特に町民税において団塊世代の大量退職が所得の激減につながり、一方で法人においても国は景気回復によるプラス試算をしておりますが、実際には地方の現状は国の予測どおりに実態があらわれていないというものであります。総額で4,100万円の減額補正と相なり、交付税のプラス分を半分ぐらい消し去っているという、誠に憂慮すべき状況であります。今後におきましては、税源移譲を受けたことによる収納の大切さを念頭に事務執行に当たってまいりたいと考えております。

昨年から発表されました実質公債費比率の動向でございますが、制度改正等によりボーダーラインである18.0%を超えるものとなりました。制度改正とは、前年に積算根拠になったものに加え、債務負担行為にかかる元金相当額や一時借入金の利子もこのたびから加算されることになり、17.6%であったものが18.9%、1.3ポイント伸びたものであります。

比率が高くなる要因としては、上下水道事業に多額の資金を必要としてきた本町の地理的な状況事情から数値を押し上げていると考えられます。当然、起債制限比率が一つの財政状況のバロメーターとして重視されていたときと同様に、公債費負担適正化計画策定団体となりまして、先般、本町の計画について県とも協議し、承認をいただいているところであります。

この計画によりまして、新しく発行する地方債については、償還元金以内での発行とし、交付税措置のあるものを優先するとしておりますし、公営企業絡みでは使用料等の料金改定、目的税の導入を掲げ、一部事務組合にあっても最小限での発行となるように構成団体と協議することといたしております。これによって平成25年度の決算後には18ポイントを切る試算となっております。向こう5年間における財政運営に特に注意をしていかなければならないという現状であります。

次に、柳井医療圏救急医療施設整備について報告をいたします。

周東総合病院の小児科の存続に端を発した当地域の夜間や休日等の応急的診療につきましては、柳井市、田布施町、上関町との共同により、「柳井地域休日夜間応急診療所」を設置することで

協議が整いました。柳井市の旧佐藤医院を拠点として整備するものでありまして、12月1日から休日は午前9時から午後5時まで、夜間にあつては午後7時から10時まで、柳井医師会、熊毛郡医師会、柳井薬剤師会の共同で運営を進めていくものであります。

一方、休日夜間の診療所が新しく整備されることに伴い、約30年にわたって熊毛郡4町の休日診療に大いなる貢献をしてまいりました熊南地域休日診療施設組合はその役割を果たしたことにより、議案でもお示しをしておりますように、解散となります。今後において柳井地域への人口定住に向けて、さらなる医療環境の充実や子育て環境の良好な維持向上に努力をしていかなければなりませんので、御協力をよろしく願いしておきたいと思ひます。

今年も平均寿命の速報がございました。女性にありましては22年連続世界第1位の地位を保持するとともに、一昨年のインフルエンザの流行に伴い前年を下回ったために2年ぶりに過去最高を更新したものであります。昨年、男性にあつては世界ランキング第2位から第4位に落ちたことを申し上げましたが、1年で第2位に順位を戻しております。来週には恒例の敬老会が、昨年は台風で取りやめとなりましたが、2年ぶりに開催する予定であります。お元氣な平生町の大先輩に対し、お喜びの声を届けたいと考えております。ちなみに本町の最高齡者は107歳の曾根の松田愿さんでございまして、今年の夏の暑さに負けず、とても元氣でお過ごしでございます。先般もお伺いをしまして、これでは介護保険の認定申請しても却下されますねと話したところであります。県内での男性最高齡に変わりはありません。

人事院勧告にも触れておきます。人事院はこの夏、公務員の給与を6年ぶりに引き上げるように勧告をいたしました。官民格差是正のための初任給を含めた若年層の給料を引き上げるもので、中高年層は据え置くこととし、期末勤勉手当を0.05カ月引き上げるという内容のものであります。公務員バッシングがひどい中で、国においてこの勧告に沿った改定を行うかどうか不明であります。本町においても近年の給与カットの一連の中で、職員の士氣の向上を図る上でも厳しい財政状況ではありますが、国、県の動向を十分踏まえながらも、対応できるところは対応していきたいと考えているところであります。給与改定につきましては、今の予定では11月末ごろお願いすることとなると思ひますので、その節にはよろしく願いを申し上げたいと思ひます。

終わりに国の来年度予算概算要求について申し上げます。

一般会計は85兆7,100億円で、平成19年度当初予算と比べ、約2兆円の増加となります。注目すべき地方交付税であります。総務省は入り口ベースで7.8%増の15兆8,000億円を要求しているようではありますが、出口ベースでは地方税の増収や交付税特会での償還を見込んで、今年度4.2%減の14兆6,000億円となっています。各省庁からの要求額を合算すると、一般歳出は要求基準の47兆3,000億円を上回り、50兆円を超えるものとなっております。財務省としましては、年末までに3兆円を削りたいというものであります。

しかしながら、ここでも参議院選挙の結果が影響し、地方に対する配慮から増額の可能性も検討されるのではないかと考えております。

地方として特に望みたいことは、地方財政の財源確保はいうまでもありませんが、教育問題に絡んだ文部科学省が要求しておる教職員増加の件であります。ゆとり教育の見直しによって小学校は40年ぶりに授業増へ方向転換し、学力低下を量で歯どめをかけようというものであります。少子化とはいいながら、地域、家庭の教育力の低下を解決するためには、当面教員の増加は喫緊の課題であると認識をいたしております。

また、奈良県で起きました2年連続の妊婦の救急患者たらい回し事件は、一面では産婦人科の医師不足を如実に示したものでありまして、当地方の小児科医の不足の事例もあるように、全国どこにおいても公平な医療サービスが受けられるように、国においても医師不足対策に取り組んでもらいたいと考えております。

いささか長くなりましたが、それでは提案をいたしました予算7件、条例3件、事件2件、認定11件の議案につきまして、議事日程に沿い、順を追って御説明申し上げます。

議案第1号平成19年度平生町一般会計補正予算であります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。歳出につきましては15ページからであります。

一般管理費では、台風4号、5号による自主避難等に伴い、要しました職員手当について所要の額を計上いたしております。

財産管理費におきましては、地方財政法の規定によります平成18年度の繰越金のうち、繰越明許費を除いた2分の1相当額と今後の財政需要に備えるため、あわせて7,906万6,000円を計上いたしております。

16ページの税務総務費では、主に法人町民税であります。町税還付金を今後の見込みを含めて追加計上するものであります。

17ページの社会福祉総務費では、普通交付税の確定や国保関係分の後期高齢者医療にかかる電算システム改修経費分の国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金を追加計上いたしております。

老人福祉総務費におきましては、職員の産休に伴う臨時保健師の雇用に伴う経費などに要する介護保険事業勘定特別会計への繰出金が主なものであります。

障害者福祉費につきましては、扶助費の更生医療給付費と過年度事業の精算にかかわる国、県への返還金を計上いたしております。

18ページの児童環境づくり推進事業費と保育所運営費につきましては、児童クラブと町立各保育園に非常通報装置を設置すべく、所要の経費を措置いたしております。

19ページの保健衛生総務費では、新たに柳井医療圏救急医療施設運営費を計上いたし、これ

に伴い平日夜間診療事業につきましては、精算見込みにより減額いたすものであります。

20ページの清掃費では、普通交付税の確定によりまして、熊南総合事務組合への負担金を追加計上いたすものであります。

漁港建設事業費におきましては、伊保木漁港のしゅんせつのため所要事業費を計上いたしております。

22ページの農業用施設単独災害復旧費につきましては、園田道路の復旧に要する経費を受益者の負担金をあわせて計上いたすものであります。

23ページの簡易水道事業費では、簡易水道事業特別会計における施設の修繕や消費税の確定による追加財源として一般会計から繰り出すものであります。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。9ページからであります。

町税は、町民税につきましては、個人分は当初予算見込みにおける収入額算定の精度を欠いておりましたことから、法人分につきましては企業の確定申告額が見込みを下回っておりますことから、それぞれ減額をいたすものであります。

固定資産税につきましては、可動性資産の修正申告などによりまして償却資産が予想を上回っていることから追加計上いたすものであります。

10ページにかけての地方特例交付金につきましては、確定に伴いましてそれぞれ減額補正するものであります。

地方交付税につきましては、主に今年度から基準財政需要額に措置されることになりました「頑張る地方応援プログラム」の加算により、需要額が予想を上回る伸びとなったことにより増額補正いたすものであります。この行政改革の実績や出生率、ごみ処理量など、9項目の成果指標により増加措置されるものでありまして、このうち平生町は行革実績のうち歳出削減率による実績により大きな増加を見ているものであります。これは平成17年度と14年度の経常経費の削減率や、条件不利地域の割り増し措置によるものであります。

災害復旧費分担金につきましては、先ほど歳出で申し上げました園田道路の災害復旧事業に対する受益者の負担金を計上するものであります。

13ページにかけましての国庫支出金及び県支出金につきましては、歳出において御説明いたしました事業などに伴います特定財源であります。

14ページの繰越金であります。8,062万8,000円を追加いたしまして、繰越金の総額は1億1,062万8,000円となるものであります。

6ページの第2表地方債の補正につきましては、臨時財政対策債を確定によりまして増額補正いたすものであります。

以上、今回の補正額は1億4,931万1,000円を追加いたしまして、予算総額は47億

3,931万1,000円となるものであります。

なお、24ページから26ページにかけましては給与費明細書、27ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出であります。8ページからであります。賦課徴収費におきましては一般会計と同様に、後期高齢者医療制度創設に伴う国保システムの改修業務委託料を追加計上いたすものであります。

10ページの償還金につきましては、過年度の療養給付費交付金等の精算に伴うものであります。

基金積立金につきましては、今後の会計運営に備え、平成18年度の実質単年度収支相当額を国保基金へ積み立てるものであります。

予備費につきましては、所要の額を追加補正するものであります。

前に戻りまして6ページから7ページの歳入でございますが、療養給付費等国庫負担金につきましては過年度の精算による追加交付金の計上であります。

一般会計繰入金につきましては、財政安定化支援事業費の確定に伴うものと、歳出で申しあげました後期高齢者医療制度に伴う国保システムの改修などに伴う追加計上であります。

7ページにかけての繰越金につきましては、平成18年度の繰越金2,544万2,000円を追加計上いたしまして、繰越金総額は7,574万6,000円となるものであります。

以上、今回の補正額は5,184万5,000円を追加いたしまして、予算総額は16億2,630万8,000円となるものであります。

続きまして、議案第3号平生町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、7ページの歳出におきまして黒羽根ポンプ施設の電動弁取りかえと消費税の納付額確定による公課費の追加計上でありまして、6ページの歳入におきましては一般会計からの繰入金を増額計上いたすものであります。

以上、今回の補正額は101万2,000円を追加いたしまして、予算総額は6,268万8,000円となるものであります。

続きまして、議案第4号平生町老人医療事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページであります。18年度の精算金として支払基金などへの償還金を計上いたすものであります。

歳入につきましては、6ページであります。主に繰越金を計上いたすものであります。

以上、今回の補正額は1,982万1,000円を追加いたしまして、予算総額は16億2,144万3,000円となるものであります。

続きまして、議案第5号平生町下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、7ページの歳出につきましては主に簡易水道事業特別会計と同様に消費税の納付額確定により公課費を追加計上いたし、歳入におきましては一般会計からの繰入金を充当いたすものであります。

以上、今回の補正額は90万6,000円を追加いたしまして、予算総額は6億8,909万5,000円となるものであります。

続きまして、議案第6号平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきましては、7ページであります。処理区域の見直しに伴います合併浄化槽補助金が見込みを上回っておりますことから追加計上し、6ページの歳入では消費税の還付金を追加計上いたしまして一般会計繰入金を減額いたすものであります。

以上、今回の補正額は23万9,000円を追加いたしまして、予算総額は1億1,493万5,000円となるものであります。

続きまして、議案第7号平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、7ページからの歳出においては、主に職員の産休に伴う臨時保健師配置に伴う賃金などの計上のほか、過年度分の精算による返還金を計上し、残余金を準備基金へ積み立てるものであります。

6ページの歳入においては、18年度の繰越金と一般会計からの繰入金を計上いたすものであります。

以上、今回の補正額は3,733万3,000円を追加いたしまして、予算総額は9億7,591万2,000円となるものであります。

以上をもちまして予算7件の議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号政治倫理の確立のための平生町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

郵政公社の民営化に伴いまして、郵便貯金法の廃止などを含む「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が制定されております。また、証券取引法等の改正により金融・資本市場等を取り巻く環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便性の向上などを図るため、証券取引法に金融先物取引法等が統合されまして、金融商品取引法へ変更される運びとなっております。それぞれの法の制定及び改正に伴いまして「郵便貯金」及び「金銭信

託」に関する字句を削除し、「証券取引法」を「金融商品取引法」へ変更するものであります。

本条例の施行日につきましては、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が施行される平成19年10月1日及び「証券取引法等の一部を改正する法律」が施行される同年9月30日を、それぞれ該当の改正部分にかかわる施行日といたすものでございます。

続きまして、議案第9号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、今後解体を予定いたしております上横、尾土路の町営住宅それぞれ1戸ずつ、計2戸の用途廃止するものであります。

続きまして、議案第10号平生町下水道条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、先ほど触れました「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の制定に伴いまして「郵政事業」に関する字句を削除するものであります。

続きまして、議案第11号熊南地域休日診療施設組合の解散に関する協議について、並びに議案第12号熊南地域休日診療施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての2議案につきまして御説明申し上げます。

熊南地域休日診療施設組合につきましては、上関町、田布施町及び平生町の3町によって構成し、休日診療所の管理運営等を共同処理している一部事務組合であります。今後、地域医療のさらなる充実を図るため、本年12月1日から柳井市と3町で共同運営する休日夜間応急診療所を設置をし、関係市町における休日、夜間の応急的診療を行うことで協議が整いましたので、本組合は11月30日をもって休止し、平成20年3月31日をもって解散をする予定であります。

解散に伴う財産処分のうち、土地及び建物につきましては本町に帰属することとし、財政基金につきましては3町で均等に除した額から、土地相当額及び診療所解体費相当額を調整した額にて3町それぞれに配分することになります。また、組合関係の余剰金につきましては、3町で均等に配分するものとなります。

一部事務組合の解散並びに解散に伴う財産処分につきましては、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上をもちまして補正予算7件、条例3件、事件2件につきましての提案理由の説明を終わらせていただきますが、次の平成18年度一般会計ほか10会計の歳入歳出決算の内容につきましては、佐竹副町長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに報告11件でございますが、議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか10基金の平成18年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、各基金の条例規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決あるいはまた、御認定を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

議長（田中 稔君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。午前10時10分から再開いたします。

午前9時56分休憩

.....
午前10時10分再開

議長（田中 稔君） 再開します。佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） それでは、平成18年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、平成19年5月31日に出納閉鎖を終えまして、調製の後、監査委員さんに審査をお願いいたしましたものであります。

監査委員さんにおかれましては、7月26日から8月9日にかけて財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理等について、直接担当課にも説明を求められるなど、日時をかけての審査をされた後、9月3日に監査の公表を受けましたので、これらの意見を付して地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるにあたり、その概要を、主に決算の附属資料をもとに一般会計から順を追って御説明を申し上げます。

最初に、認定第1号一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は47億4,779万8,072円であります。歳出総額は46億2,817万2,753円でありまして、歳入歳出差引額の1億1,962万5,319円を平成19年度へ繰り越すものであります。繰越明許費繰越額が899万6,950円ありますので、実質収支額につきましては1億1,062万8,369円となります。

歳入歳出の前年度対比については、歳入が約4.5%、歳出が約4.4%の減少となっております。この要因はホームタウン平生の公営住宅建設事業が17年度で終了したことによるものであります。

この結果、単年度収支は翌年度への繰越金の減少により前年度同様に赤字となり、実質単年度収支についても17年度決算では5年ぶりに黒字へ転換したものの、交付税の減少などから再び赤字となっております。このことなどからも財政状態は依然として極めて厳しい状況に置かれていると認識をいたしております。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明を申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページをごらんいただきたいと思います。

町税につきましては、税制改正による個人町民税や軽自動車税は増収となりましたものの、景気低迷などによる法人町民税や、3年に1度の評価替えの影響による固定資産税が減収となったことから、町税トータルでは3年ぶりに前年度対比マイナス決算となっております。

10ページにかけましての地方譲与税につきましては、税源移譲枠の拡大に伴い、所得譲与税が増収となったことにより、大きな増加となっております。利子割交付金につきましては、引き続いて大幅な減収となっております。

11ページの地方特例交付金につきましては、特別減税の半減などから減収となったものであります。地方交付税につきましては、普通、特別分ともにマイナスでありまして、実質的な交付税とされる臨時財政対策債いわゆる赤字地方債についても10%の減少となっております。両方を合算した交付税全体として引き続き減収となるものであります。そして、決算規模縮小や実質単年度収支の赤字化の大きな要因となっております。

12ページから13ページにかけての使用料及び手数料は、公民館使用料などの改正による増収要素があるものの、ごみ袋手数料の取り扱いを熊南総合事務組合へ移管いたしましたことから、全体として10%近い減収となっております。

15ページにかけたの国庫支出金につきましては、対前年度比で50%近い減少となっておりますが、これは先ほど決算規模の減少で説明いたしましたとおり、公営住宅建設事業の終了によるもののほか、災害発生件数も大きく減少をいたしておりますことから、災害復旧事業分も大幅な減少であり、主に投資的経費の減少に伴いまして減額決算となったものであります。

県支出金につきましては、広域漁港整備事業などの17年度からの繰越事業分などプラス要素がありますものの、介護保険制度開始に伴う福祉関係分のほか、選挙や統計調査の終了による減額要素もありまして、総額としては前年度並みとなっております。

20ページの繰入金につきましては、交付税の減少などに対応するため財政基金からの繰入金で対応したことから、繰入金トータルでは40%を超える大幅な増加となっているものであります。諸収入は大きく増加をいたしておりますが、この大きな要因といたしましては、地域福祉基金条例の廃止による精算金の計上によるものであります。

23ページからの町債につきましては、ホームタウン平生の公営住宅建設事業の終了や臨時財政対策債の減少などの減少要因があるものの、地域イントラネット整備事業などの新規分や17年度からの繰越事業分などのプラス要因がありまして、決算額トータルではほぼ前年度並みとなっているものであります。

続きまして、歳出であります。

25ページからでございますが、総務費の一般管理費では第4次行政改革大綱実施計画の初年度にあたりましたことから、この計画に基づき事務事業の見直しや経費節減計画の実践のほか、

給与制度では地域給与制度の導入などに取り組んでおります。

27ページからの情報通信費では、柳井市、上関町と1市2町の共同事業として地域イントラネット基盤施設整備事業を実施いたしております。

29ページからの企画振興費におきましては、17年度に策定いたしました新エネルギービジョンをさらに実現性の高いものにするため、重点テーマを「木質系バイオマス等による発電・熱利用」に定めて調査研究に取り組んでおります。平生ファン倶楽部事業では、地域の情報発信という従来の活動に加えて会員のニーズなどの意向調査を実施いたしております。

また、2年目となりました「地域の力発揮事業」では、従来の地域活動にはなかったスポーツ体験や手づくりのゲームによる活動が提案されるなど、住民のまちづくりに対する意識の高まりを感じるものとなっております。今後のさらなる地域活動の活発化を期待するものであります。

35ページからの民生費の老人福祉総務費であります。新たに地域における自主的な福祉活動を支援するため、地域福祉活動事業を創設をいたしまして、3団体に対して補助金を交付いたしておりますほか、介護保険制度改革に伴い、養護老人ホーム入所者の介護ニーズも介護保険制度で対応することとなったことから、このサービスを提供する要件を満たすために施設改修に対して支援を行っております。

また、16年度から取り組んでおります高齢者筋力向上トレーニング事業では、週2回3カ月を1期として3期70回を開催し、21人の利用者がありまして、機能の維持・向上、介護予防意識の向上等の成果を見ております。

36ページの福祉医療対策費では、後期高齢者医療制度の創設に伴い、広域連合を立ち上げ、事業の円滑な運営に向けての準備を開始いたしております。

38ページにかけたの障害者福祉費では、18年度から施行されました障害者自立支援法の開始にあたり、利用者に対して個別に説明を行うとともに広報誌にも掲載するなど、周知に努めております。利用者数は身体障害者の方が13人、知的障害者の方が9人、精神障害者の方が11人となっております。

また、障害福祉計画の策定が義務づけられましたことから、障害福祉計画策定委員会を設置し、委員会での意見を踏まえて「平生町障害福祉計画」を策定いたしております。

38ページの児童福祉費の児童環境づくり推進事業費では、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や保護を図るため、「平生町要保護児童対策地域協議会」を立ち上げております。

39ページにかけましての児童措置費では、制度改革により対象者が小学校3年生までから、小学校終了前までに拡大されたことから、支給対象者が大きく増加したことに伴い、児童手当の支給額も大幅な増加となっております。

40ページにかけたの保育所運営費では、これまで町立保育園については町外からの受け入れは行っておりませんでした。保育所入所の広域化が求められていることもあり、定員に余裕がある場合には受け入れることといたしました。18年度におきましては3名の利用となっております。

41ページからの衛生費の母子衛生費におきましては、引き続き不妊治療助成事業に取り組んでおります。18年度は5組の申請を受け付けております。

42ページからの健康づくり推進事業費では介護保険法、老人保健法の改正に伴い、基本健康診査にあわせて特定高齢者を選定するための「介護予防スクリーニング」を実施いたしております。また、特定高齢者の支援を的確なタイミングで実施するため、医療機関における個別審査を開始いたしております。今後におきましては、生活習慣病や介護予防の観点から受診の勧奨や啓発に、これまで以上に取り組んでいく必要があると考えております。

43ページからの環境衛生費でございます。この中では引き続き「フラワーベルト整備事業」に取り組んでおります。高須、八海、熊川の3カ所の花壇と県道伊保庄平生線沿いのプランター200個に花を植栽をいたしまして、訪れる人に潤いと安らぎを与え、町のイメージアップを図ることができたのではないかと考えております。

45ページの労働費の労働福祉対策費は、シルバー人材センターの運営でありますけれども、柳井広域全体で受注件数は増加をいたしておりますが、受注契約額や会員数は減少をしておるのが現状でございます。

46ページからの農業費の農業振興費では、農業に意欲的に取り組もうとする認定農業者の育成支援や発掘に努めており、18年度における新規認定者は8名となっております。

48ページからの土地改良事業費では、危険ため池の整備事業1件のほか、農道、水路の整備を4件実施しております。今後におきましても住民の意向を反映しながら、協力をいただきながら、農村の環境や生態系への負荷を軽減し、自然との共存を図りながら計画的に基盤整備を図っていくことといたしております。

49ページからの平生特産品センター管理費では、18年度からの指定管理者制度を導入し、これまで以上に地域の特産品の販売と活性化を目指してイベントなどを開催したことなどから、売上高や来客数ともに前年度を上回るものとなっております。

中山間地域振興事業費では、18年度においては新たに1集落が新規参加をし、トータルで18集落165戸と協定を締結をしております。農地などの管理活動を展開をいたしておりますのでございます。

50ページでございます。林業費の林業総務費では、継続して取り組んでおります流域公益保全整備事業を実施いたしております。造林や下刈りなどを実施して、山地の保全や水資源の涵養

など、森林の有する多面的機能の維持増進に努めておるところでございます。

51ページからの漁港建設事業費でございますけれども、継続事業であります広域漁港整備・海岸保全の国庫補助事業をはじめ、単独事業10件を実施いたしております。近年の漁獲量低迷や漁業者の高齢化など、漁業を取り巻く環境が極めて深刻さを増しておりますけれども、今後とも漁場の整備を効果的、計画的に推進をし、快適な漁業環境づくりに取り組んでいくことといたしております。

53ページの商工費の平生港イベント事業費では、11月2日から6日まで帆船「海王丸」が田名埠頭に寄港し、町内外から約3万人の来場を見ております。大きな賑わいを見せ、町観光の推進や田名埠頭のPRにつながったものと考えております。

54ページからの土木費の道路橋梁新設改良費では、道路改良13件、側溝改良3件を実施をいたしまして、生活基盤であります町道の改良を推進したものであります。今後におきましても必要性や緊急性などを勘案しながら、計画的に高齢者等の交通弱者にやさしい交通環境の整備を進めていく必要があると考えております。

55ページでございます。河川維持改良費では、老朽化した護岸修復を8件実施をいたしまして、河川における災害発生の未然防止による住民の安全確保に努めたものであります。

57ページからの消防費の非常備消防費では、18年度においては防災気象懇談会と、自主防災組織普及事業に取り組んでおります。防災気象懇談会は防災気象知識を習得し、災害時における対応力の向上を図ることを目的といたしまして、自主防災組織役員などの多数が参加をして、下関地方気象台の職員から防災気象情報の有効利用方法についての講義を受けたものであります。自主防災組織普及促進事業は、自主防災組織の育成、活性化により災害時の被害軽減を図るべく、モデル地区を尾国自主防災及び防犯会として、大学の先生の指導による防災講習会や訓練を3回にわたって実施をいたしております。

また、柳井地域広域消防組合負担金であります。負担割合について1市3町の協議によりまして、18年度から3年間をかけて均等割と人口割を調整するという規約改正を行っております。

59ページの教育費の事務局費では、小中学校の通学路を中心とした安全・安心マップを作成をし、各家庭へ配布をして家庭での定期的な安全点検や防犯意識の高揚を図っております。

60ページからの小学校費におきましては、平生小学校第2学年を35人以下の少人数学級とし、きめ細やかな指導体制によりまして生活、学習習慣の形成や個々に応じたきめ細やかな学習支援を実施いたしております。

また、学校における相談体制と不登校対策といたしまして、平生小に「子供と親の相談員」を配置いたしております。なお、相談員などの予算措置はすべて事務局費で一括をして計上いたしております。

62ページからの中学校費においては、いじめや暴力行為、不登校などの生徒の問題行動などに対応するため、新たに生徒指導担当補助員を配置して対応をいたしております。

また、継続をして生徒や保護者の相談活動として「心の教室相談員」を配置をして生徒の問題行動の減少に取り組み、生徒や保護者の相談活動や学習意欲の向上に努めたところであります。不登校対策といたしましては、学習意欲の向上や学校復帰のきっかけづくりなど、一人ひとりの状況に応じた支援を行う「学習支援員」を家庭に派遣いたしております。安全対策面では「平生町学校施設耐震化推進計画」を策定し、年次計画に沿って学校施設の耐震化を推進することといたしております。

64ページの幼稚園費では、3歳児学級への担任補助教諭を配置するなど、園児のきめ細やかな園生活の適応支援に取り組んでおります。

社会教育費においては、学校や社会教育施設において安全で安心して活動できる子供の居場所を設け、生涯学習ボランティアを活用いたしまして昼休みや週末における小学生を対象とした文化活動や体験活動を実施をいたしております。また、青少年健全育成について安全で安心な、明るく住みよい町の実現、青少年の健全育成のために平生防犯パトロール隊による夜間パトロールの実施や「子ども110番の家」のぼり旗設置、防犯ボランティア「子ども見守り隊」の発足など、家庭、学校、地域が連携して子供の安全対策の取り組みへの支援と実践活動を展開をいたしております。

68ページからの保健体育費におきましては、生涯スポーツの推進として体力づくりの実施と実践意欲の高揚を図り、体育協会各部が主体となって「ファミリースポーツレクリエーション大会」などの各種大会を開催いたしたところであります。会社、仲間などでチームをつくっての大会参加や、小中学生の参加も多数あり、みんなで楽しめる大会の運営に努めたところであります。今後においてもより一層の参加を得られるように取り組んでまいりたいと考えております。

70ページの災害復旧費では、梅雨前線による豪雨などにより被災をいたしました各施設12件の復旧工事を実施いたしております。

公債費につきましては、ほぼ前年度並みの決算となっております。ゼロ金利の解除や郵政民営化に伴う町債を取り巻く状況は大きく変化をしてきておりまして、また実質公債費比率が18年度決算において18%を超えて、公債費負担適正化計画の策定団体となりましたことから、今後における公債費の管理についてはこれまで以上に慎重に対処していく必要があると考えております。

71ページにかけましての公営企業費につきましては、ほぼ前年度と同水準での決算となっておりますが、田布施平生水道企業団への赤字補てんに対する補助金などを多額に要していることに変わりはありませんで、先ほどの実質公債費比率を押し上げている大きな要因でもございます。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては経常収支比率については普通交付税などの減少により、1.5%上昇し、92.9%に。また、先ほど公債費でも申し上げました実質公債費比率については、算出方法の変更もあり、前年度の17.6%から18.9%へと大幅に上昇をいたしております。

このことから、「公債費負担適正化計画」を策定し、県に提出をいたしておるところでございます。この計画では、平成25年度に18%を下回り、適正化計画策定団体から脱却できる見込みとなっております。

各種基金の残高につきましても、交付税の減少などに対応するために、財政基金からの繰り入れを増額したことなどから、大幅な減少となっているものでございます。

今後におきましても、都市と地方の格差の拡大や、団塊の世代の退職による税収の減少見込みなど、地方財政を取り巻く環境が厳しさを増していくことは必定でありまして、さらなる行財政改革を押し進めて財政健全化に継続して取り組むことが必要であると考えております。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

次に、認定第2号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

歳入総額は14億6,286万7,211円であります。歳出総額は13億8,712万841円でありまして、歳入歳出差引残額及び実質収支額は7,574万6,370円でありまして、これを平成19年度へ繰り越すものであります。

なお、翌年度精算などを加味した実質単年度収支は945万363円となりまして、平成15年度以来の黒字となっております。

平成18年度決算時点における国民健康保険加入者は、年間平均で3,032世帯、平均被保険者数は5,349人となっております。前年度の数値とほぼ同様となっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税におきましては、歳入済額、収納率ともに若干ではありますが伸びております。しかしながら、収入未済額は若干減少したとはいえ、依然として1億円近いものとなっております。引き続きの大きな課題であると考えております。

国庫支出金につきましては、引き続きの負担割合の変更などによりまして、療養給付費分が減少したことにより、全体でも減少いたしておるところであります。県支出金は逆に増加をいたしておりますが、これも引き続きの負担割合の変更により、国費から県費へ財源が変更となったことによるものであります。

6ページの療養給付費交付金につきましては、退職者分医療費の増加に伴い、大きく増加いたしております。

共同事業交付金につきましては、保険財政共同安定化事業の創設に伴いまして大きく増加いた

したものであります。

次に、歳出であります。10ページの保険給付費では、おのおのの被保険者数の増減に比例して一般被保険者分は減少しているものの、退職被保険者分は増加をいたしております。

11ページの出産育児一時金は、制度改正により平成18年10月から一時金支給額を30万円から35万円に引き上げております。

共同事業拠出金につきましては、歳入でも申し上げましたとおり保険財政共同安定化事業拠出金の創設により、大きく増加をいたしておるものであります。これは30万円を超える医療費について、県内市町の国保相互で拠出しあうことで保険料などの平準化を図ることを目的に導入をされたものであります。

次に、認定第3号佐合島渡船事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに1,854万8,851円となっております。

佐合島渡船事業につきましては、長年の懸案でありました田布施町の馬島航路との統合による航路の再編を18年10月1日から熊南総合事務組合を事業主体として、共同運航事業をスタートさせております。異なる自治体が運営する航路を統合する取り組みとしては全国で初のケースでありました。統合後の体制としては、主船として「ましま丸」を就航させ、「ひらお丸」は予備船として佐合島に係留をいたしまして、島民による自主管理のもとに緊急時にも対応できるようにいたしておるところでございます。今後におきましても、航路統合のメリットを生かして経費節減に努めることはもちろんであります。両島民の利便性を考慮しながらの事業運営を心がけなければならないと考えております。

次に、認定第4号交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに305万3,453円となっております。歳入歳出の概要はほぼ前年度と同様となっておりますが、19年度から山口県総合事務組合における直接事業運営へ移行することになりましたことから、18年度末をもって条例及び会計を廃止いたしております。

次に、認定第5号簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに総額6,317万3,783円でありまして、実質収支もゼロとなっております。決算規模はほぼ前年度並みとなっております。

3ページでございます。歳入のうち料金収入についてであります。給水戸数、有収水量ともに若干の増加となっております。今後は漁業集落排水事業に伴う水洗化率の向上による増収を期待いたしておるところであります。

料金収入確保策として悪質な未納者に対しましては給水停止措置を実施して、過年度分の滞納についても納付誓約書の提出を求めるなどの対策を講じたことなどから、収納率は上昇をしておりまして、この効果などにより料金収入額は若干ではありますが増加をいたしております。

4ページの歳出では、計量法の規定により252件のメーターを取りかえております。また、尾国地区において漏水が発生をいたしました。調査により箇所が特定をできましたので、修復をいたしましたことから現在では安定供給を回復いたしております。

本事業については、柳井地域広域水道からの受水により慢性的な水不足は解消をしておりますものの、この受水費が総経費の大半を占めておる状況に変化はなく、今後においてもより一層の経費削減など、経営の安定化を図っていく必要があると考えております。

次に、認定第6号老人医療事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額16億569万979円、歳出総額15億8,586万9,278円でありまして、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,982万1,701円となるものであります。

老人医療会計につきましては、前年度対比で給付費は入院にかかる費用負担分は増加しているものの、全体では約0.2%の増加にとどまっており、医療制度改革の影響が出ていると考えております。

制度改正による影響や医療保険制度の改正により、医療費の自己負担割合などが変動した受給者が大幅に増加をいたしております。取り扱い件数につきましては、5万6,048件で医療受給者数は2,061人となっておりますので、医療給付費1人あたりでは76万3,453円となりまして、対前年比で5%近い増加となっております。

次に、認定第7号下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出総額ともに6億6,085万5,614円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。下水道事業につきましては、20年度までの変更認可区域353ヘクタールを対象にして計画的に整備を進めております。18年度においては平生、大野、曾根地区の3地区の一部10ヘクタールを整備をいたしまして、累計での整備面積全体では212ヘクタールとなっております。処理区域内人口は6,192人、普及率は45.36%、水洗化世帯率は96.89%となりまして、整備は着実に進み、普及率なども上がっておりますのでございます。

田布施川流域下水道浄化センターの維持管理費に伴う負担金額については、汚水流入量が順調に増加をしていることから、処理場の維持管理費を上回ることとなり、これまでの赤字から黒字へと転換をいたしております。

4ページからの歳入の主な内訳といたしましては、下水道使用料であります。普及率の伸びに伴いまして前年度よりも8%を超える増額となっております。国庫支出金につきましては、事業費を縮減いたしましたことから減少をいたしております。一般会計繰入金は、ほぼ前年度と同額となっております。依然巨額なものであることに変わりはありません。一般会計を圧迫する大きな要因の一つでもあります。諸収入につきましては、消費税については使用料収入の増加などから、納付事業者となりまして、前年度まで受けておりました還付金がなくなっております。

町債につきましては、補助単独事業費が減少したことに伴い、借入額も減少しているものであります。

6ページからの歳出の主なものとしては、下水道整備費では、管渠整備に係る補助単独事業費を減額したことなどに伴いまして、下水道整備費全体では7,000万円近い減少となっているものであります。

7ページの公債費では、ほぼ前年度並みの決算額となっており、引き続き3億円を大きく超えるものとなっております。

今後におきましてもこの傾向は続くものと考えられますので、引き続き新規借り入れの抑制に努めたいと考えております。

次に、認定第8号水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに406万9,625円であります。決算内容はほぼ同様であります。決算規模が若干増加しております理由は、機械設備に係る修繕料が増加したことによるものであります。

次に、認定第9号漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに総額2億1,288万9,927円でありまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

17年度において、全体整備計画の区域について関係自治会と協議を行い、今後の整備区域については、簡易水道の給水区域を対象とすることとしたところでありますが、18年度におきましては、この区域縮小に係る国の認可がおりたことから、背後集落の排水処理については個別合併処理浄化槽により対応することといたしております。管渠の整備も進み、水洗化世帯数は222世帯となっております。一日の平均の流入量は140立方メートルを超えております。このため予想を超える汚泥の処分が必要となっております。また、この財源確保のためにも水洗化率の向上を図ることが必要不可欠なものでありまして、普及促進にこれまで以上に積極的に取り組んでいく所存でございます。

3ページからの歳入の内訳でございます。使用料が供用区域拡大に伴いまして大きく収納額が増加いたしております。県支出金や町債については建設事業の財源であり、事業費の縮小に伴い減少いたしたものであります。一般会計からの繰入金につきましては、施設の維持管理費や公債費の伸びに伴い大きく増加をいたしております。歳出につきましては、管渠整備費の減少と元金償還開始に伴う公債費の増加が主な変動であります。

続きまして、認定第10号熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出ともに2,545万4,114円となっております。審査会は原則毎週2回開催をし開催総数は83回となっております。審査判定件数は平均で約26件と若干増加をいたしております。

ます。歳入歳出規模が若干減少いたしておりますが、これは平成17年度において、制度改正に伴うシステム改修委託が完了したことによるものであります。

続きまして、認定第11号介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額8億8,130万5,565円、歳出総額8億4,438万8,032円でありまして、歳入歳出差し引き額は3,691万7,533円を平成19年度へ繰り越すものであります。繰越明許費繰越額が149万7,000円ありますので、実質収支額につきましては3,542万533円となります。

なお、介護給付費に係る過年度分返還金などを加味した実質単年度収支は1,630万1,057円になるものであります。

平成18年度におきましては、介護保険制度改革に伴う対応として、地域包括支援センターの設置 失礼しました。地域包括支援センターの設置、運営開始や介護予防を目的とした地域支援事業、地域密着型サービスの創設に伴う体制整備を実施をいたしております。

高齢者数の増加は続いておりまして、特に、後期高齢者の伸びは顕著なものとなっております。要介護認定件数は若干の増加であり、要介護認定者数は逆に若干減少をしております。要介護認定区分は制度改正により、これまでの6段階から7段階へ変更をされておるところでございます。

歳入における特徴といたしましては、介護保険料は料金改定に伴い大きく増加をいたしております。国庫支出金や支払基金の交付金、県支出金につきましては、地域支援事業分の増加があるものの、介護給付費分は制度改正や報酬改定により、特に、施設サービスにおいて、食費や居住費が保険の対象外とされたことなどから減少しており、決算額が減少いたしておるものであります。

歳出における特徴といたしましては、歳入でも申し上げましたように、制度改正や報酬改定により保険給付費全体で3%近い減少となっておりますが、高額介護サービス費と特定入所者介護サービス費は、制度見直しにあわせて行われた低所得者対策により、大幅な増額決算となっております。また、地域支援事業費の創設により、介護予防事業などに取り組んだところであります。

国全体での人口減少や、いわゆる団塊の世代の大量退職の到来などによりまして、加速度的に進んでおります高齢化社会においても、安心して老後を送ることができるようサービスの内容の充実に努めることはもちろんのことではありますが、制度改正で重視されることとされた介護予防に積極的に取り組み、1人でも多くの高齢者が健康で介護サービスを必要としない生活を送ることができるように、この取り組みを一層進めていくことの必要性を認識いたしているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、別冊の平成18年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に、御審議を賜りますようお願い申し上げます。決算報告を終わります。

議長（田中 稔君） ありがとうございました。これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたしたいと思います。11時5分から再開します。

午前10時53分休憩

.....
午前11時05分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

日程第39．一般質問及び質疑

議長（田中 稔君） 日程第39、一般質問及び質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により、順次発言を許します。瀧上正博議員。

議員（5番 瀧上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず、質問の第1点目は、後期高齢者医療制度についてお伺いをいたします。

来年の4月からお年寄りの医療制度が大きく変わってきます。これは、75歳以上を対象にした新しい医療保険、後期高齢者医療制度が発足をすることからであります。新しい制度は、高齢者を75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳の前期高齢者に分けて、後期高齢者だけを切り離れた医療保険制度にするものであります。

現在の健康保険は、すべての国民が、年齢に関係なく国保や健保等に加入をしております。しかし、来年4月以降、75歳以上の人は全員今加入している国保や健保から脱退をさせられ、後期高齢者医療制度に加入をしていかなければなりません。対象者は全国で約1,300万人、平生町においても1,917人となっております。

この制度の特徴は、75歳以上のすべての人が保険料を支払わなければならないということです。現在、年収180万円以下で子どもさんなどの扶養家族になっている高齢者は保険料を支払う必要がありません。

しかし、新しい制度ではこの人たちも保険料の負担が課せられるということになります。新たに保険料を負担しなければならないお年寄りは、全国で約200万人、平生町では296人となっております。

高齢者の医療保険料の支払いの方法も来年の4月から大きく変わってまいります。65歳以上の人は年金から天引きされることとなります。保険料が年金から天引きになるのは65歳以上で、国民健康保険に加入している人と75歳以上の人のうち、年金月額が月1万5,000円以上の人となっております。

この制度で最も重大なことは、保険料が支払えない高齢者から保険証を取り上げる仕組みになっているところです。年金が月1万5,000円に満たない人は保険料を自分で納めに行かなければ

ればなりません。保険料が払えなければ保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書を発行されることとなります。資格証明書では病院の窓口で医療費の全額を支払わなければなりません。保険料が払えない人に医療費を全額支払えなどと、こういうことは病院に来るなど、こういうことと全く同じではないかと私は思っております。

また、75歳以上が受けることのできる医療を制限をする、差別医療の導入が検討をされていると私は今聞いております。

このように大きな問題がある後期高齢者医療制度であります。この制度の運営は都道府県単位で新たにつくられた広域連合が担うことになっております。この中に議会もあります。ここで保険料を決めたり減免制度をつくったりするための条例が制定をされることとなっております。当町では山田町長が議員となっております。

まず初めに、この制度をどのように考えておられるか、山田町長の意見を伺いたい。

また、2点目に、条例制定に対する意見がございましたらよろしくお願いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 後期高齢者医療制度スタートに当たっての今、御質問を2点いただきました。

最初は、制度そのものについて町長の考えはどうかと、こういうことでございまして、今もお話がありましたように来年の4月から移行していくということで今準備が進められております。これは医療制度全体の改革の一環というひとつの位置づけがされておるわけでありましてけれども、日本の医療全体が、御承知のような高齢化がどんどん進む、少子化社会も一方では進むとそういう状況の中で、医療制度をどうこれからつくり上げていくのかと。これいろんな今まで改正も行われてきておるわけですが、その一連の流れの中で、いわゆる今言われたように75歳以上の後期高齢者、これを対象にした制度、それも今回は今ありましたように母体を、今各市、町でやっておる国保等が行われておるわけですが、これを県の単位にして、母体を広げてパイを広げて、その中でそれに全県内の市、町が参加をする。その中でこの制度を運用していこう。そのことによって各地域間のそういう格差だとか、あるいは保険料について言えばいろんなその平準化を図っていこうと、こういうひとつのシステムとして今回の後期高齢者医療制度が実施をされるということに今なって、その準備が進められているところであります。

確かに、今お話がありましたように、今までは世帯主で世帯で入っていた方が、今度は扶養されておった方も含めてそうですが、75歳以上になると今度は個人一人一人が保険料を納めなきゃいけないと、こういうことになってくるわけでありまして、そのことについてのいろんな激変緩和措置とか、あるいはまた低所得者に対する措置等々も一応は今とられているわけでありまして、また、今お話のあった新たに、今まではよかったです。今度の資格証明とか、そ

ういう形で制度が新たに導入をされてくるということが今いろいろ議論をされております。

そういったいろんな問題点と同時に、今申し上げましたように、我々の小さい町とすれば、こういうひとつの大きなパイを広げることに参加をすることによって、全体的にこの制度を持続可能なものにしていこうと、こういうひとつの一方ではメリット。同時に、今まだいろんな課題、問題点があることも承知をいたしております。

この辺は、いろいろ今、緩和措置等を含めて実施をされていこうとしておりますので、この辺についても十分、我々も今から、今もお話がありました議会で、今からこの10月、それから来年2月、それぞれ今から議会が開催をされる予定になっております。ここで当然保険料率をどうしていくのかと。保険の率の問題とかあるいはまた、こういった負担のあり方等々について、公正にやっぱり適切なそういう負担の水準といえますかね、そういうものも実現をしていかなきゃなりませんから、こういうものはしっかり議論をしていかなきゃいけないだろう。そして、この制度そのものは安定的に運用していけるように考えていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、同時に、この辺のいろんな動向についても、しっかり町民の皆さんにも周知を図っていききたいと、いろいろ広報等通じながらこれからやっていこうというふうに考えているところであります。

この後期高齢者医療についても、今、これから町としても条例の制定に対する対応ということも今言われましたように、しっかり広域連合が安定的に運営できるようなひとつの制度になっていくように、我々もしっかり努力をしていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 淵上議員。

議員（5番 淵上 正博君） 今、町長の答弁で、これからのことだからということですが、もう今から条例を制定するというのは、大体これは11月ぐらいに県の広域連合で制定をしていくと。ある程度の意見そのものを持って臨む時期ではないか。このように私は考えるんですよ。

その中で後期高齢者医療制度の財源をめぐって、保険料や国庫負担金などのほかに県や町からの補助金を投入することが可能であると、こういう仕組みになっていると思うんですよ。その辺のところはどういうふうに考えられておられるか、お伺いをしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） この制度で、今この被保険者っていいですか、皆さんがこのかかる医療費の1割相当を被保険者と。あと5割ぐらいを国なり、それぞれ県なり町なりという形で、他の制度からあと4割ぐらいを医療費の中に持っていこうという形になっております。

ただ、これは医療費で計算をしますから、いわゆるこの広域連合で自主財源を持ってやるということにはなっておりません。当然医療費の何ぼうをどうするということですから、どうしてもそこで何らかの形をやろうとすれば、市なり町なりから、いわゆる一般財源から持っていって何

とかしなきゃいけないと、いう形に恐らくやるとすればなるんだろうと。いわゆる広域連合そのものにはそういった自主財源がございませんから、そういう形に恐らくなる。そこら辺がどこまでじゃあこれから議論が深まっていくのか、我々もそこら辺の、今行われておる状況の中でどこまで今の、我々が今例えば平生町の町の立場で言えば、医療費負担をしていただいております水準とかこういうものと今度のを比べて、どの辺までが許容可能なのか、あるいはまた恐らくちょっと下がるんじゃないかという期待は持っておりますけれども、この辺も今から十分その辺のデータを見て、今それぞれが実務的な作業をしてもらっておりますから、恐らく10月、11月段階にはある程度のそこら辺の……普通全国的には厚労省が言うのは6,200円ぐらいという一つの水準を言っておりますけれども、大体どういう本県の場合はなっていくのかと。この辺は今から出てくると思いますので十分議論をしていきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） よろしいですか。淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 確かに、今から決めていくことではございますがね、やっぱりさっき申しましたように議会の、議会に出るわけですから、減免制度とか、資格証明書、これは出さないという方向でぜひ町長には臨んでもらいたいと、このように私自身考えとるんですよ。

確かに岡山県などでは減免制度は制定をします。それから、資格証明書は出さないと、こういう趣旨、採択はされたという例も聞いておりますんで、その辺のところをぜひ町長にお願いをして、次の質問に移ります。

2点目の質問として、公務員給与の人事院勧告の受けとめ方ということですが、これは、先ほど町長が提案理由説明の中である程度答弁をいただいたような感じになりますが、再度質問をさせていただきます。

人事院は、この8月8日に、2007年度の一般職国家公務員の月給を若年層を中心に0.35%、期末勤勉手当、俗に言うボーナスですが、これを0.05カ月分引き上げるよう内閣と国会に勧告をしております。

また、初任給のほか地域扶養手当も引き上げ、4月にさかのぼって支給するように求めております。勧告は今年の4月分の公務員給与が、民間企業に比べ1,352円、0.35%下回ったとの独自調査に基づいたものとなっております。格差是正のため、特に差が大きい初任給や20代までの若年層の月給を中心に引き上げ、中高年層の月給は据え置くとこのようになっております。

また、少子化対策の観点から、子どもの扶養手当も500円アップし6,500円とするとこういうふうになっております。

ボーナスは公務員の昨年の冬と今年の夏の合計額が、民間と比べ0.05カ月分少ない4.45カ月分だったことから、格差分を今年の冬の支給分に上乗せし、来年の夏・冬も0.025カ月分上乗せすると、このように今報道をされているところです。

当町としては、逼迫した財政の中で3年連続給与カットをされております。この人事院勧告をどのように受けとめておられるのかをお伺いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 公務員給与について、人事院勧告どう受けとめるのかという、こういう御質問でございました。

けさの提案理由の中でも若干触れさせていただきましたが、この人事院勧告につきましては、御承知のように公務員の場合は労働基本権が制約をされており、その代償措置ということで、今まで人事院勧告というものが調整作用を果たしてきたというふうに思っておりますし、大体その尊重した対応が国においてもとられた。やっぱり根拠は民間準拠ということでやられて今日まで来たように思います。

今回は人事院も、そういう意味ではかなり久しぶりに存在意義を発揮をしたといえますが、こういういろんな公務員バッシングとかいろんな状況がある中で、あえてしっかりこの資格を出して0.35%引き上げという一定の方向づけをして、ただし、若年層といいますが、俸給表でいいますと1級から3級、ここまでを中心に引き上げていこうとこういうこと。あるいは期末勤勉手当については、特に今、期末手当は現行ですが、勤勉手当については御指摘のように0.05%引き上げる。あるいは扶養手当についても少子化対策の観点からやっといこうと、こういうことで今回示されているわけでございまして、本町の場合は、今も御指摘がありましたように17年度からこうした給与の削減措置というものをとってきております。特別職は3割から2割、これは引き続いて現状維持をしておりますが、一般職の職員については今1%の削減と、そしてまた管理職についても期末手当等に係る役職加算、これは50%削減という格好で大変協力を職員にもいただいております。こういう大変厳しい財政状況を踏まえながら、ぎりぎり職員も今協力をいただいておりますというふうに思っております。

御指摘のように、やっぱりこれから行政を進めていく、あるいはまた効率的にやっぱり行政運営やっといかなきゃいけない。同時に、職員の士気というものもやっぱり踏まえて我々はやっといかなきゃいけないということになりますので、当然国、県の動向もあるわけでありまして、この辺も十分状況は踏まえさせていただきまして、そうはいいながらも今言った今日までの状況というものを踏まえて、今回はいろんな意味で幅広く検討していかなくちゃいけないというふうに思っておりますし、今回の人勤の趣旨というものも踏まえながら、これもやっぱり一つの選択肢として検討していかなくちゃいけないだろうというふうには思っております。

ただ、現実には厳しい財政状況がございますから、この辺との兼ね合いでぎりぎり判断できることをしていきたい。職員組合の皆さんともまたいろいろな協議をしていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） よろしいでしょうか。 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 確かに、職員組合との協議という分は、これは前向きにされてよい方向に進んでもらいたいとこのように考えているところですが、関連のちょっと質問として、今最賃制の問題で、最低賃金の引き上げの問題です。この最低賃金改定答申状況を見ますと、今山口県はCランクに位置しております。今度答申を見ますと額にして11円、時給657円、このようになっています。

当町としても、当然ワーキングプアの問題も考え合わせて考えていく必要があると思うんですが、この最賃制引き上げの問題に対してどのように考えておられるか。ひとつよろしく願いをいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、最賃の話も、これ今全国的にもいろいろ議論が行われておるところでございます。そこら辺の動向から山口県の県内の状況等も踏まえて、あるいはまた平生町においてそういう流れというものを踏まえながら、今後対応していくことになろうというふうに思っております。

議長（田中 稔君） よろしいでしょうか。 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） ぜひ給与の問題、この最賃制の問題、双方考え合わせてですね、やっぱりよりよい方向で進んでいってほしい。このように要望をいたしまして質問を終わります。

議長（田中 稔君） はい。ありがとうございました。

.....

議長（田中 稔君） 次に、藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） それでは、通告しております「頑張る地方応援プログラム」について御質問をしたいと思います。

この「頑張る地方応援プログラム」につきましては、総務省が地方の活性化のため2007年度につきましては実施する金額が2,700億円というように出しておりますが、魅力ある地域づくりに向け、地場産業のブランド化、定住促進、観光振興、少子化対策の特色を生かした政策を、前向きに取り組む自治体に対しましては交付税を出すということでございます。

町長も議案説明の中でも説いておられましたが、平生町もこの問題につきましては応募してあるということでございますが、制度自体の中身について、今度どういうふうに対応していくのかお伺いしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 「頑張る地方応援プログラム」の制度に対して、どうこれから対応して

いくのかと、こういうことでございます。

けさもちょっと交付税の関係で先ほど申し上げさせていただきましたが、この「頑張る地方応援プログラム」というのは二段構えといえますが、一つは、いわゆる今までの行革の実績等を含めて、いろんな指標、9項目あるわけですが、その指標に基づいて、こうこうこういうふうに行革が進んだから、じゃあこれに対して普通交付税をどれだけ増額しましょう。

それと、もう一つは今もございましたように、それぞれ市、町でいろんな取り組む独自のプロジェクト、こういうものについて、今度は特別交付税でこれは措置をしましょう。いうことで、この方は今平生町はケーブルテレビの施設整備事業、自治会活動費、それからフラワーベルトの整備事業、この3事業をプロジェクトとして、これは3,000万円というひとつの経費について、それを超えなきゃいけないというのがありますから、それについてはこれから特交で措置がされるというふうに私は思っております。

ただ、先ほど言いました最初の部分の普通交付税の関係ですが、これはけさも、先ほど申し上げましたように9項目というふうに言いましたが、そのうちの平生町の場合は、特に、これは行革の実績が全国平均より高いと、こういうことで約8,000万円近い今回の増額措置をいただいております。これは平成14年と17年度が比較をされる。平成14年度に比べて17年度、たまたまこれは町にとってもふがよかったといえばそうなんです、この制度が始まったのが今年で、この「頑張る応援プログラム 地方応援プログラム」がスタートして、比較をするのが17年度という、14年と17年度。平生町にとって17年度はいわゆる緊急行財政改革プログラム、これに本格的に取り組んだ年ということもございまして、その措置を大きく享受することになったということですが、この比較が今度は変わっていきますから、その年度によって若干違う分が出てくるかなというふうにも思ったりはいたしておりますが、ただ、これからどう全国のいわゆる削減率が何ぼうになってというのがまだわかりませんから、その辺も全国的な状況を踏まえながら、これからしっかりそういった国の、これは今のこの制度は今年度、20年、21年と3年間実施をされる予定で、今年、さっき今議員御指摘のように2,700億円ということですが、来年、再来年度は3,000億円ということで予算措置がされるものというふうにとり受けとめております。引き続きこの我々もその一定の評価というものもいただけるというふうに思っておりますし、これからも行財政改革しっかり進めていくなから、国のこういった制度にも対応していけるように十分対処していきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 今お話を聞きますと、特別交付税で対応するということがございますが、特交で対応しますと、皆さん御承知のように普通交付税は94%、特交は6%という

ことでございます。本年度の予算を見ますと大体1億円ぐらいが特交ということで15億円ぐらいが交付税ということでございますが、特交で対応するということになりますと1市町村が3,000万円というような上限でございます。交付税も来月ぐらいは申請があるわけでございますけれども、この1億円が3,000万円で頭打ちされた場合に性格的に、特交の性格的から言いますと1億円が賄えるのかというような不安があるわけでございます。「特別交付税の問題は、普通交付税の補完的な機能を果たすものであり、客観性を特に重視する普通交付税の算定上、必要、必然的に生ずる画一性と算定の基礎的な関係等から基準財政需要額または基準財政収入額の算定に反映することができなかった具体的な事情を考慮して交付される」というふうになっておりますが、普通交付税は7月算定で決まったわけでございますけれども、特別交付税のそういう総務省が出しております地方応援プログラムという項目でございますけれども、これの第1次募集を今実施しておるということでございますが、この先ほど話がありましたケーブルテレビ、それから自治会活動費ですか、それからフラワーベルト、もうこれを合わせても3,000万円をオーバーしないということでございます。なかなか1億円を特交の中で申請をするということが難しいのではないかとこのように私は思うんですが、その辺の歳入欠陥等の懸念はないかどうか確認したいと思います。

議長（田中 稔君） 池田財務班長。お願いいたします。

財務班長（池田 真治君） ただいまの藤村議員の御質問にお答えをいたします。

特別交付税につきましては、国の予算総額は約9,400億円ということにされておまして、そのうちにこの頑張る分を500億円含むという形になっております。総額に対して約5%程度という状況でございます。

町の当初予算でありますけれども特別交付税1億円計上させていただいておりますけれども、これにつきましては頑張るプログラムについては当初算定、現在もそうなんですけれども、明確にどういう形で参入されるかということは決まっておきませんので、見込んでおらない数字が1億円ということでございます。総額で約4.4%交付税総額減少ということを見込みまして、昨年度18年度の決算総額が1億1,000万円ありますので、それに対応する数字というのが1億円という形の予算計上となっております。

以上であります。

議長（田中 稔君） 藤村政副議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 1億円の算出根拠というのは4%分の15億円ということで1億円組んでおるということでございますが、なかなか交付税というのは、御承知のように出口ベースというのがわからないわけございまして、文章的に何ぼう、何が入っちゃうということがわからない部分があるわけです。これは、恐らく来年の3月の初めに、県の町村課の方から電

話連絡でぱっとこう何ぼう、平生町は何ぼうですよというふうな大体来るのが普通なんです。だから、この頑張る応援プログラムがどのぐらい入っておるかということが明確になるかどうかというのが私は不安になるわけですが、その点について何か資料がございますか。

議長（田中 稔君） 池田財務班長。

財務班長（池田 真治君） ただいまの御質問でございますけれども、特別交付税における頑張るプログラムに対する措置は12月措置ということにされております。18年度の話になりますけれども、平生町の場合、12月で特別交付税措置を受けたのが約1,000万円でございます。それに対してどの程度になってくるかということを見れば正確な積み上げ根拠を示されなくても、ほぼ想像できる数字が出てくるのではないかとというふうに現時点では考えております。

議長（田中 稔君） 藤村政副議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 特交の話をもっともなんですのでこの辺でやめたいと思いますが、次に移ります。

同じく交付税でございますが、新型交付税の導入についてということでお尋ねをしたいと思います。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針ですか。この国が出しております骨太の方針ということについて、地方交付税について簡素な新しい基準による算定、との表現で2007年度から部分的に導入する方針があるということでございますが、この新型交付税創設に伴う影響と申しますか、大分平生が増えたということでございますけれども、その中でこの新型交付税の内容を見ますと、人口の問題とか、それから面積の問題とか、そういう部分がかかなり強いような内容と聞いております。

したがって、当町におきましては、合併はしてありませんけれども、その部分についてはかなりマイナス要素が強いんじゃないかというふうに思うわけでございます。平生町におきまして、この制度がずっと続いていけばどう制度の影響があるか、ということについてお尋ねをしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをします前に、国の地方財政対策というのがなかなかしっかりしたこの中長期的なものが抱けないというのが、これは今現実の問題として、一応前提としてそういうものがあるという上に立って、御指摘の新型交付税の関係でございますけれども、できるだけ簡素化をしよう。人口とか面積とかを基準にということで、ただ、簡素化をしていこうという発想と同時に、激変緩和と申しますか、いわゆる地域でそのことで大変大きな影響を受けるとその地域も困るということで、そういった措置が組み込まれた制度になっておると思っております。平生町の影響額、これは総務省のホームページ等で公表いたしておりますが、平成18年度

ベース、つまり単位費用や各種の補正係数などが同じとした場合、平生町の影響額はプラス2,000万円ということでございます。ただ、これは単位費用、補正係数、これは変更がありますから、実際に交付税に措置された需要額と対比すると、影響額としては1,600万円程度のプラスということになるのではないかとこのように受けとめております。

これから一体この制度そのものがどういう形になっていくのか、そこら辺のまた全体の条件がどうなっていくのか、この辺はしっかり我々も注視をしていきたいと思っておりますし、同時に今の「頑張る地方応援プログラム」、この辺も含めて、しっかりそこら辺の国のいろんなこの制度に対応していけるような対応をとっていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 藤村政嗣議員。

議員（12番 藤村 政嗣君） 今1,000何.....2,000万円とか1,600万円とかというような話が出ましたけれども、17年度、14年から17年のをさっ引くと出ると。予算が小さくなればそれが反映されるというような説明がございましたけれども、あんまり緊急プログラムを実施をしますと、一般会計の決算審査意見書にもありますように、ちょっと読んでみますが「人件費の支出について、緊急プログラムの実施による人員削減や給与改定により、従前より圧縮される形となっているが、同時に、人員削減による時間外労働への配慮もされるべきである」と、「各課の支給状況にばらつきがあり、財政的な裏づけと管理職の管理能力が多大にかかわっている状況が伺える」と、「財源は有限であるとの考え方も理解できるが、管理能力の強化や人員削減に対応できる有効な機構の構築など、その対応策を明確にし対処されることを望む」というふうに意見が出ております。また、「無計画な人員削減は行政の行き詰まりになることを認識し、適切な人員配置と適正な手当支給を心がけたい」というふうに決算審査の意見書もついておるわけでございますが、この点についてひとつコメントがあればおっしゃってください。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） とにかく行財政改革を強力に推進をしていくということで、とにかく人も減らし給料も減らしあれもやりゃあええというもんじゃないと。ちゃんと見るところは見てやれというのが今回の指摘のところだというふうに私も受けとめておりますし、適材適所といいますが、そういうことも管理者としての対応といいますが、管理職の対応を含めて御指摘をいただいたものというふうに受けとめておまして、今いろいろ機構改革問題についても引き続き今担当のメンバーで今協議をいただいておりますし、これから先ほどの人事院勧告の問題もございませうけれども、十分いろんな御指摘の点も勘案をしながら、これから職員とそれからみんながやる気を持ってやっていけるような状況をつくっていかなくちゃいけないというのが、これは私に課せられた使命だというふうに受けとめております。

議長（田中 稔君） よろしいですか。藤村政嗣議員。はい。

.....
議長（田中 稔君） それでは、これから休憩に入ります。午後 1 時から再開いたします。

午前11時45分休憩

.....
午後 1 時00分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

ただいま本日の会議録署名議員の吉國茂議員が退席しておられますので、会議録署名議員の追加指名を行いたいと思います。

会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規定により、議長において福田洋明議員を指名いたします。

一般質問を継続いたします。細田留美子議員。

議員（6 番 細田留美子さん） それでは、心の健康づくりについて質問いたします。

厚労省の患者調査によりますと、うつ病を含む気分障害で治療を受けている人は、1996年の43万3,000人から、2005年には92万4,000人と2倍強に急増しております。うつ病は男性の7%から12%、女性の20から25%に見られるといえます。近年の社会の複雑化、多様化に伴い、私たちの日常生活にもさまざまなストレスが忍び寄っています。その結果、青少年の不登校や引きこもり、摂食障害、働き盛りを襲う自殺の増加やアルコールや薬物への依存、老人のうつや認知症の増加など、心の健康を取り巻く環境の悪化が心配されています。どれをとっても他人事では済まされない身近な問題です。

また、精神保健福祉施策は、精神障害者に対して入院医療から地域での生活支援へと在宅での自立支援へとシフトしています。

このように地域社会を取り巻く環境が変化している現状に行政の取り組みがどう対応しているでしょうか。心の健康づくりについて、行政の取り組みと私たちの住んでいる地域がどんな状態で課題は何かといった情報を住民に開示していく必要があると考えます。

現在、行政が行っている相談業務と啓発事業の内容を質問いたします。

また、効果的な事業を行うためにはアンケートなどの調査、研究も必要でございますが、それについてのお考えもお願いいたします。

次に、先ほど少し触れました自殺についてです。1998年に自殺死亡者が年間3万人を超え、高どまりの状態にあります。自殺は個人の人生の選択の問題で個人的なものだから、行政という公的機関がかかわるべき問題ではないとこれまで思われていました。

しかし、昨年10月28日に自殺対策基本法が施行され、我が国における自殺対策の新たな時代が始まりました。

自殺に至る要因には失業や過重労働、多重債務やいじめなど、社会的なものが複雑に絡み合っているという認識もマスコミなどの報道で広く社会に浸透していると思います。自殺は防ぐことのできる社会的な問題であると世界保健機関も明言しており、9月10日は世界自殺予防デーとなっています。日本でも今年より9月10日から16日までの1週間を自殺予防週間として、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及、啓発に努めることとしています。

山口県でもつい先日、自殺対策連絡協議会ができたばかりです。基本法にのっとり自殺対策について国、県と協力しながら、地域の状況に応じた施策を策定し実施することが各自治体の責務となります。平生町の基本方針と具体的な取り組みについて質問いたします。

以上2つ、心の健康づくりへの取り組みと自殺対策基本法への取り組みをお尋ねいたします。
議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず第1に、心の健康づくりというテーマでうつ病等への町の今対応の状況、町内の状況はどうかということでございます。

今ありましたようにうつ病、特に、現在ストレス社会というふうに言われておりますように、大きなうつ病、問題になっております。早期に発見されて適切に治療を受ければ改善できるというふうに言われておるんですが、なかなかこれは患者本人もそういう自覚はありますか、その辺のところもなく、なかなか治療を受けていないということでいろんな問題を引き起こしております。

今、自殺との絡みでそうした状況についても御指摘がございましたように、自殺との関連も大変深いものがあるというふうにとらえております。

今もありましたように、県の方も今こうしたうつ病あるいはまた心の健康といいますか、そういうものについていろんな相談体制といいますか、県の、これは山口県の精神保健福祉センター、心の健康電話相談、心の救急電話相談、24時間体制で今行われておる。あるいはまたそれぞれ各地区、各県内の各健康福祉センターあたりでもいろいろ心の健康についての相談窓口を設置をして取り組まれております。

現実にここの柳井の福祉センターあたりでも、本当にですね、特に思春期のいろんなストレス相談等も含めてやっておられます。平成18年度実績で48件というふう聞いておりますが、本町では今こういったうつ、直接うつというのに限定をしておるわけではございませんが、心の健康づくりということで出前講座を今ずっと平成11年度から実施をしております。あるいはまたいろんな、認知症がらみで予防の講演とか予防教室等開催しておりますが、さっき精神障害者のお話もございましたけれども、自立支援法が実施をされるということで、18年度から平生町の場合も地域で安心して精神障害者とも生活ができるように、いろんな相談活動に応じているということで、これは心の健康問題含めてでございますが、相談件数が15件、訪問件数

59件、電話相談37件。さらに19年度、今年度からは精神障害者対象ですが、憩いの場、心の健康相談、これを保健センターで開設をしまして、毎月1回第3水曜日の午後に開催をいたしております。今までこの4月から8月までで憩いの場は20名、心の健康相談については7の方が利用されておるとい状況でございます。

これからこういった啓発活動も含めてしっかりやっていきたいと思ひますし、これからそういった心の健康相談っていいですか、心の健康づくり、いろんな健康づくりの一環として、こうした取り組みもこれから考えていかなければいけないのではないかとこのうに受けとめておひまして、これからもそういった地域に密着をしたいような相談体制ができるように、引き続き努力をしていきたいといううに思っております。

それから、自殺の関係でございますが、御指摘がありましたようにこれはもう全国でも今年9年連続3万人を毎年超えると。交通死亡事故が昔は1万人といううに聞きまして、今6,500人割って6,300人ぐらいですから、大体その5倍、交通死亡で、交通事故で亡くなる方の約5倍の方が自殺で亡くなっております。これは外国と比べても特に日本の場合非常にこれは高い自殺率ということになるうかと思ひます。今もありましたように、以前は個人の問題といううに片づけられておりましたが、WHOで言われておるうに防ぐことができる社会問題だといううな位置づけもされておひます。

昨年の自殺対策基本法という法律が制定をされまして、今年の6月にはその大綱を閣議決定をして、これから数値目標を設定をしてこれから取り組んでいこうと、減らしていこうということが今決められておるうであります。

我々とすればこの自殺対策基本法にのっとして、今もありましたように国、県と協力をしながら、地域の状況に応じた施策を策定をして実施をしていくということで、県もつい先だって連絡協議会が発足をして、これから県の実行計画の策定ということで取り組みが開始をされておひます。そこら辺の計画との整合性も図りながら、町としてもこれからそうした取り組みが、地域でできる取り組みをしっかり展開をしていかなければいけないといううに思っております。

いずれにしても、このいろんな原因といひますか要因が複雑に絡んで自殺ということになるんでしょうから、ある意味じゃあこれだけやればいひというんじゃあなしに、やっぱり総合的な対策というものが求められてくるといううに考えておひます。

当面は、今も申し上げましたが、いろいろ保健師さん等を中心に心の健康づくりの啓発活動、これからのいろんな相談活動、こういうものを今も申し上げましたが、憩いの場、心の健康相談、こういうものをしっかり活用しながら取り組んでいきたいといううに考えておひます。

また、健康づくりの一環としてということもさっきうつ病のところでおひしましたが、ぜひそうした、今町でもいろんな地域の方々が集ういきいきサロンとか、そうした団体、健康づくり

の団体等ございますから、そういったところで早期にいろんなそういった情報交換の中で、早期発見あるいはまた支援ができるように心配りをしていかなければいけないし、また、特に子どもたちも含めて命の大切さといいますが、そういう面でもこれからしっかり啓発活動を教育の面からもそうですが、啓発活動をやっていかなければいけないというふうに思っているところであります。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、うつ病も治療受けてないのが実情じゃないかという報告がございましたけど、確かに45%程度の受診率であるとか、治療を受けた人は4人に1人の割合でしかないという研究結果もございます。これは精神科への誤解や偏見のため受診をためらうことや、正しい知識の不足で病気そのものに気がつかないのが原因だと言われています。

今いろんな県内の状況、それから対策、柳井の健康福祉センターの思春期に対する相談やその他、町内でも出前講座、予防講座をされているようにお伺いいたしました。

自殺については、年代別のうち順位で占める自殺の割合は、男性の20歳から44歳ではトップなんです。第1位です。女性の15歳から35歳でも自殺による死因がトップです。これは重要な、主要な健康課題でもあると思われまます。行政担当者の資質とか、それから連携をとられる医師の有無とか、今保健師を中心にとおっしゃってましたけど、保健師の力量とか地域の看護師や民生委員など、福祉関係者に精神疾患についての理解がどれくらいあるか、社会教育関係者や学校関係者はどうか、そういった人材の確保と、それとともに育成が必要となってきます。そのあたりのことも多分お考えにはなってると思います。県の方でいろんな講座をしてあり傾聴ボランティアとかそういった育成、心の相談の育成もございますので、そういったものも使って、人材の育成をこれから積極的にお願いしたいと思えます。

また、精神保健福祉手帳を持っておられる方の人数と、それから現在通院されている人数がわかればお教えをお願いします。

それから、先ほど18年度から精神障害者に向けての相談を受けておられますけれど、もしできたらその内容とどう対応をされたかをお聞かせください。

それから、もう一つ、精神障害者の組織の育成と支援の進め方についてもお答えください。

以上お願いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今ありました手帳の所持者の関係、それから組織の育成の支援、それから相談内容、この3つでしたね、今。

議員（6番 細田留美子さん） と、精神障害者の組織の成り立ち。

町長（山田 健一君） 組織の育成と相談内容と、で……。 （発言する者あり）はい。

議員（6番 細田留美子さん） 対応。

町長（山田 健一君） はい。健康福祉課長の方から答弁をいたします。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 失礼します。お答えをさせていただきたいと思います。

町の精神保健福祉手帳所持者でございますけれども、18年度末の人数でございますが68名、それから通院医療の実績者でございます。109名でございます。それから、18年度の相談件数あるいは訪問、あるいは電話での相談が、先ほど相談件数が15件、訪問件数が59件、電話相談が37件ということで、その内容についてでございますけれども、心の病気、病の相談でございますので訴えられることがさまざまなようでございます。大きく分けまして、心の病の方の御相談が大体75%程度、それから家族とか就労、社会参加にかかわることが大体25%のような感じでございます。心の病の中には、先ほどもございましたように、うつ病のことであるとかアルコールがやめられないようなこと、それから認知症のこと、それから被害妄想のようなこと、そういった御相談があるようでございます。

最後に、精神障害者の組織の育成と支援をどのように進めているかということでございます。精神障害者につきましては、これまで県の方で対応していただいておりますので、私どもなかなかこうかわりがなかったことでございます。法が18年度にできまして、18年度から施行されまして、これからは市町でも行っていかなければいけないなあというふうな気持ちでございます。

それから、そうはいつでも精神障害者でございますのでなかなか育成、支援というのが難しゅうございますので、県の健康福祉センターとか、今私どもが委託をしております柳井の恵愛会の方では精神保健福祉士さんがおられます。そういった専門職の方々の御協力をいただきながら今後精神障害者の組織の育成、支援について取り組みを検討していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、手帳の保持者が68人、通院者が109人というお話でした。

障害者白書によると、精神障害を持つ人の数が2005年に303万人と初めて300万人を超えております。多分、受診前の方たちがかなりたくさん含まれているのじゃないかと思えます。

うつや自殺は周りの人の対応で随分救われると思います。先ほどの保健師さんのお話もございましたけど、相談内容っていうのがすごいプライベートなことでなかなか難しいでしょうけれど、

その中から聞いただけで済む問題もありますし、専門機関につながらないといけない問題もあります。そういったところを的確に判断されながら、先ほど恵愛会の専門医ともってというお話もございました。そのあたりと連携をとりながらこれからも進められたらと思っております。行政と住民が一体となって取り組みを進めることで、精神疾患や自殺についてオープンに話せる風通しのよい風土が生まれると思います。これはとりもなおさず温かい安心できる地域づくりへとつながります。気軽に相談できかつ頼りがいのある相談窓口となる担当職員としては、本当に大変なことだとは思いますが、住民の健康と命を守る大切な仕事だという認識のもと、これまで培ってきた人的資源や社会的資源を十分に利用して、住民の安心に暮らせる平生町づくりへ邁進していただくことをお願いして、心の健康づくりについての質問は終わります。

次に、通告しておりました2つ目の地球温暖化対策についての質問です。

現在、毎日のように地球温暖化に関するニュースやテレビの特集番組などが生まれ、地球温暖化の問題は国民挙げての大きな関心事となっています。異常気象も多く、氷河などの消失で海面の上昇があり、島や海岸線に住む人々に大きな影響を与えています。また、降水量の変化で水の供給も心配されています。

1997年に地球温暖化の防止について京都で会議が開かれ、京都議定書がつけられました。温暖化の原因となっている温室効果ガスを1990年レベルに減らそうということで日本は6%の削減を約束しております。

ところが、2005年度では8.1%の増加となっているのが現状です。日本の場合、温室効果ガスの90%以上が二酸化炭素です。産業部門のエネルギー消費量は3.2%の削減ができていますが、家庭部門で36.7%、オフィス部門で44.6%と大幅に増加しています。

先日の総務厚生常任委員会で、県の要請により平生町でも「地球温暖化対策協議会」を来年度を目標に設置予定とのこと。この対策についての基本的な方針と現在取り組んでおられる役場内での対応、そして企業、学校、住民に対してどのような働きかけをされておられるのか、またこれからどういう働きかけをされるのか質問いたします。

また、温暖化対策とエネルギー自給問題とは表裏一体の関係にあります。国別に世界でエネルギー消費量が一番多いのが何といてもアメリカです。そして、第2位が中国、第3位がロシアで第4位が日本とインドです。1人当たりの消費量で見ますと、私たち日本人は中国の方の3人分、インドの方の8人分のエネルギーを1人で消費しています。その上エネルギー自給率は4%、原子力を入れても20%と言われている危うい基盤の上に乗っかってるわけです。

そうした中、平成17年に平生町地域新エネルギービジョンを策定されました。その後の進捗状況をお尋ねいたします。

以上、地球温暖化への平生町の取り組みをお願いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地球温暖化対策について、大きくって2点御質問でございます。

最初に、町としてのこれからの取り組みについてお尋ねをいただきました。全体状況については御指摘のとおりでございます、いよいよこの京都議定書の実効性というものが問われてくるという段階だろうというふうに思っております、とりわけ今産業部門、家庭部門、それからオフィスの部門でそれぞれ状況の説明がありましたとおりでありまして、我々もしっかりこの地域でできる取り組みをやっていこうとこういふことで計画をさせていただいております。

先般も申し上げましたように、20年度をめどにして、今ちょうど地域協議会、平生町の地域協議会を設置をしていこうと、こういう今取り組みに今入らせていただいております、それぞれ町民、それからいろんな組織、町内で事業を営んでおられる方あるいはまた行政、各レベルで本当にこの地域住民、いろんな各団体呼びかけていく、あるいはまた我々としての責務というものもある程度示していきながら、地域全体でのこうした温暖化対策が取り組んでいけるような体制づくりを進めていきたいというのが今の大きな我々に課せられた課題であります。

具体的には、今から、今どういう組織の内容でメンバーをどうしてというのは今から具体化させていきたいというふうに考えております。

もちろん平生町の、我々が率先して見本を示していかなければなりませんので、我々は、町は町として、またそれぞれ今まで取り組んできておりますから、十分それを踏まえて取り組んでいきたいというふうに考えております。

もう一つの新エネルギービジョン、平成17年度に新エネルギービジョンを策定をいたしまして、18年度、去年はこの中身について、実現性の高いものについては重点を絞って調査、研究しようということで、重点テーマを木質系、特に竹林が平生町の場合は大変繁茂しておりますので、この木質系のバイオマス等による発電熱利用、いろんなハウスだとかで熱利用ができないかと。暖房に使うとかいうことができないかということで調査、研究をしてみました。一定の町内におけるそうした新エネルギー導入構想というものをまとめることは一応できたというふうに思っておりますが、問題はまだまだございます。具現化するに当たってはまだまだ問題点がございますので、引き続き今平生町、今年度も新エネルギー調査委員会を開催をして、それぞれ新エネルギービジョンをつくっていただいた主要な方っていいですか、学者の先生含めて何人かメンバーそのまま残っていただいて、今普及方法とか、どうしたら具体的に具現化できるか、その辺の取り組み、調査、研究を引き続きお願いをいたしておるという状況でございます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、地域全体を考えた協議会のメンバーにしたいとか、そういったお答えと、調査、研究はしたが、具体的に今どうするかを考え中だというお話でした。

平生町で温暖化対策のシンボリックな役割を果たすのがエネルギーの地産地消である風力発電所と、食糧の地産地消の基地としてある平生特産品センターではないかと考えます。

先ほどエネルギーの自給率が4%と申しましたけれど、食糧の自給率も40%を切っておりません。日本は世界中から食糧を輸入していますから、輸送用のエネルギーが大変増加しています。これも考慮していこうと、最近フードマイレージという言葉を使っています。これは食糧の輸送量に輸送距離を掛け合わせた数値で、日本は5,000億トンキロメートルと言われ、韓国やアメリカの3倍以上多く使っています。

環境意識の高いまちづくりのために、この今言いました風力発電所や特産品センターの活用、今以上の活用はお考えでないでしょうか。

特に、風車については以前市民風車を導入したらというような話もございました。町民へのアンケートから市民風車があればなということもございましたが、その後具体的な取り組みをされたかどうかもお伺いいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 新エネルギービジョンに関連をいたしまして、新エネルギーへの取り組み、特に、平生町の場合は風力発電と、それから特産品センターにおける食糧自給率低下の現状を踏まえた特産品センターの活用ということで、フードマイレージの話もございましたが、まさにこれは地産地消の取り組みということになると思います。

したがって、これは引き続き地産地消の取り組みを特産品センターとして取り組んでいただくように、今指定管理者制度ということで移行させておりますが、かなり主体的に今それぞれ取り組んでいただいておりますので、しっかりバックアップしていくようにこれからもしていきたいというふうに思っております。

それから、風力の市民風車の関係でございますが、これも風力、来年6基今もう準備に入っておりますが、かなり日本風力開発といいますが、会社の方とも1基ほどぜひ市民風車として活用したいのでやらしてくれんかというので、いろいろ交渉もしてきたわけでございますが、なかなかこの風車を建てる位置の問題っていいですか、やっぱりどこでも建てりゃあええというわけにいきませんで、せっかく建てればせっかく町民の皆さんから資金をいただいて運用をしていくということになれば、やっぱり一番効率のいい一番よく動くところといいますが、稼いでくれる状況でないとい困りますんで、その辺にもついてもいいところをかなり向こうが既に抑えてしまっているという部分も現実にあります。で、そのうちのどれか一つ、いいところをこっちへ回してくれというような話も含めていろいろ協議はしてきておるわけですが、なかなかまだそこまでいっておりません。

いろんな市民風車やるとすればどういうスキームで、どういう格好でやったらいいのかと、い

ろいるこの辺かなり突っ込んだ議論をしながら研究もしておるところでございます、引き続きこの点は研究をいたしておるところであります。

ちょっと、企画の企画課長の方が補足説明をいたします。

議長（田中 稔君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） 補足説明をさせていただきます。

市民風車ということでございますが、これは端的に言いましたら市民、町民が共同でつくる風車といいますが、風力発電という認識でございます。全国にも今まで例えばNPOとか自治体の取り組みとか、いろんなそういった設立の形態もあるというふうにも、事例があるというふうにも認識もしております。

今特に環境問題、今言われたような基本的な環境問題の中でこういった高まりを見せておるといっても十分承知いたしておりまして、先ほど町長申しましたとおり、今年度も新エネルギーを17、18年度やっておりますが、今年度も引き続き特に専門家の方、またいわゆる関係機関、電気事業者とか町内の企業、大きな企業とか、森林組合とか、また農業の方とか、そういった方々で今19年度も今の市民風車と竹林のシステム、そういった繁茂対策等について今協議をしておると。1回目の協議も先だってやっております。そういったことで今研究をしているというような状況でございます。

そういったことで今町長申しましたとおり、1基既存で今回っておりまして今6基の増設計画があると。その中で平生町としてこのスカイライン、大星山周辺でどこにそういったことの対応ができるのかとか、また今中国電力、事業体については、いわゆる企業枠と自治体枠ということで、いわゆる抽選を、発電量のキロワットがもう上限が決まったということでの抽選枠ということでやっておりますので、そういった電気系統の協議も必要になりますし、当然回らなくてはその意味がございませんので、そういった風況調査、風が本当にそこにあるのかどうかというような調査もいろいろ必要でございますので、その辺も含めて今後とも協議、研究していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今、風力発電のお話ございました。確かに企業枠と自治体枠、中電が買ってくれなきゃお話にもなりませんから、そのあたりのことも私もちょっと心配しておりまして、出遅れたらあれも取れなくなるなと思ってたのでちょっとお伺いしてみました。

あとバイオマスエネルギー、竹林を利用したバイオマスエネルギーの研究もされているようですので、エネルギーも食糧も自給、自活できる平生町づくり目指してしっかり頑張ってくださいと思います。

二酸化炭素による地球温暖化問題は、この大量生産、大量消費、大量廃棄の20世紀型の工業社会の見直しを迫っていると思います。21世紀は経済優先の社会から環境を優先する社会へと転換されなければ、将来の世代の権利を私たちは取り上げてしまうことになります。各生態系の収容能力の限界内で生活しないと地球の未来はありません。私たちの生活意識も、バブル経済期の国民がぜいたくを慎み節約を尊ぶ、そういった国民性もございましたから、そのあたりも思い出して、環境負荷のより軽いものを選ぶ消費スタイルへと行政のかじ取りが求められていると思います。人に地球に優しいまちづくりの施策は何が必要なのか、調査、研究をお願いして私の質問を終わります。

.....
議長（田中 稔君） それでは、次に、平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 平岡です。一般質問をいたします。

私は4年ぶりの一般質問で、一般質問する立場にございませんでしたから大変久しぶりの質問ですが、うまくいかなという不安を持っております。

きのうの晩、大きな2つのことを思いました。一つは安倍総理大臣が辞任をされると。このことに対してですが、今全国的に、この前の参議院選挙で示されたように格差社会に対する怒りっというか、国民の間の格差、それから、都市と地方の格差。今度の決算の資料を見て、決算や補正予算の資料を見てつくづく思うわけですが、ああもう抜き差しならない格差状況が出てきたなと。安倍総理の辞任の一番の理由に年金問題や政治と金の問題もあるかとは思いますが、格差社会に対する国民の声が、いろんなことを怒りを増幅をして、結局は耐えきれなくなったのかなという気持ちをひとつ持っております。これは深刻な問題だと思うんです。これは如実に平生町のいろんな資料にもあらわれてきております。

もう一つは、いわゆる日本が太平洋戦争に入って、いわゆる軍部が台頭して軍国社会ができて、その大戦に突入したと。そのときのある総理大臣、その後、辞任後外務大臣もされたようですが、その人の、NHKの特集番組でしたが、報道番組でやっておりました。軍部が台頭してきて総理大臣として結局は押し切られて辞任をする。その後、また外務大臣としてやっていくけどまた軍部が、その軍部が台頭して巻き込まれていくと、こういうストーリーである実在の人物ですが。

戦争が終わって、その方は戦犯としていわゆる極東裁判ですか東京裁判ですか裁かれまして、死刑の判決を受けて絞首刑になっております。その判決の理由が、軍部の独走をとめられる立場にあったのに十分機能を果たさなかったと。それが一番政治家としてのいわゆる死刑判決の理由です。それが妥当だったかどうかあの裁判ですからわかりませんが、かなりその職にある者がその責任を果たせないということに対する厳しい判決だったんだろうなあという具合に見ていました。

とすると、私も自分のことに置きかえてきて、この28年間議会でこう活動しておりまして、その間の16年間は常任委員長や議会運営委員長、議長と、そういう職を務めてまいりました。本当に平生町の政治の暴走を があったのかどうかはまず別として、本当に議員としての機能を果たしたんだろうか責任を果たしたんだろうかという気持ちも沸き上がってまいりまして、今裁判で裁かれたらどういう刑にされるんだろうかという反省も含めておりました。

ですから、議会議員として、やっぱ提出された議案に対する質疑を十分にやっていくことは当然ですが、一般質問もあるべき姿を求めて積極的にやっていかなければならないという決意を、なすべき立場の人間がなさなければいけないということから学びました。

したがって、若干表現や質問も内容は厳しくなるかもしれませんが、そういう立場からの質問です。

まず最初に、通告した3件がございますが、町長のけさのあいさつの中で若干ちょっと気にかかることがありますから、最初にそれを触れておきたいと思いますが、地方交付税の金額が8,400万円ですか、当初予算より多かったと。これに対するいろいろ質問がございました。私は、どういう評価を、それはお金が財源を得たわけですから、どういう評価をしたらいいかというのは、それはいろいろあるでしょうけど、原理原則に立つと、私はちょっと何て言うか評価出にくい厳しい見解を持っております。

もともと昨年の今ごろ菅総務大臣、いわゆる総務省の方針として新型交付税の問題、それから頑張る自治体に対する援助の問題、それを地方交付税を使ってやるという議論がございまして、私はちょうど町村議長の職にいましたからいろいろと地方六団体、力を合わせて国に、これは地方交付税制度を骨抜きにする制度であってまかりならんという厳しい意見をつけて、菅総務大臣に対する要望書も含めまして、いろいろな地方六団体が運動をした経緯がございます。

本来、地方交付税は地方固有の財源であって、地方共有税として再編をすべきだと、あるべき地方の財源はしっかり確保すべきだ、という運動をしてきたことがございますし、当然町長は御存じだと思います。その原理原則の立場から考えてみたら、この交付税の金額に対する評価はちょっと甘過ぎるのではないか、という気持ちを持っています。もっと私が町長に求めたいのは、やっぱり原理原則から出発をして、そこからしっかり政策評価をしてほしいと、こういう要望は今まで何回か申し上げたこともございますが、ここが私は大事じゃないかと思うんです。

それと、もう一つ、この頑張る自治体、それから何と申しますか、今度のその交付税額の算定の根拠が、平生町が行政改革に取り組んだから評価をされたという表現もありますが、それはそれでお金が来たわけですから喜ぶのか喜んじやいけないのかわかりませんが、住民に対するしわ寄せ、町の職員に対するしわ寄せ、こういったことの積み重ねの中でその数字が出てきたわけ

ですから、職員の皆さんにしてみれば、お金が来たら返してくれといわん気持ちになっておるんじゃないかと思うんです。それぐらいの中身ではないかと思うんです。

それでは、また本論に入ります。第1に、災害対策についてですが、阪神・淡路大地震、それから新潟での地震、それから富山県での地震とずっと地震が続いてきておりました、避難所の問題が随分問題になっております。私は町村議長会で出しております「地方議会人」の中に、阪神・淡路大地震のときの避難所対策でいろいろな特集が組まれたのを見て、それからずっとこれに関心を持つようになってまいりました。避難をする人間は、基本的には立場の弱い方がかなり大きなウエートを占めております。特に地震の場合は長期間にわたります。町長の先ほど所信の中で、避難の仕方については若干触れられたが、私は避難をした避難所のあり方についてが質問の中心です。

特に、高齢化社会を迎えてまいりまして、高齢者が避難をする避難所を利用する、こういうことが増えてまいりました。これに対応する避難所のあり方、また障害者等が避難した場合の避難所のあり方、これについて避難所の弱者対応について、これまでどのような取り組みをされてきたのか、また現状をどのように考えておられるのか。

2番目に、弱者対応についての今後の計画についてどうかをまずお聞きをいたしたいと思いません。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 災害対策についてという前に、今、職にあるものの責任についてということで、みずからの身に置きかえて考えなきゃいけない。これは私の場合も当然同じことが言えるわけです。（「ちょっと待ってください。今、一般質問から外れておるような気がするんですが、あの質問は」と呼ぶ者あり）

議長（田中 稔君） 暫時休憩します。休憩いたします。

それでは、ただいまから議運を開催いたします。

午後1時45分休憩

.....
〔議会運営委員会〕
.....

午後2時31分再開

議長（田中 稔君） 再開します。

ただいまの平岡議員の一般質問の中で、議題外にわたる項目がありましたので、議長においてその部分の発言の取り消しを命じます。

山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、災害対策について、特に今、避難所のあり方ということで御質問をいただきましたのでお答えをさせていただきたいと思います。

今まで台風4号、5号で避難された方々、自主避難の方々の人数等については報告をさせていただきましたが、避難所については、今、町内に公共の避難所は23カ所指定をいたしておりますが、身体障害者等を対象とした設備ということで、腰かけ式トイレが、今、20施設ありますが、そのうち9施設において身障者用トイレが整備をされております。それから、車いす対応については23施設中、各保育園、佐合島、尾国コミュニティーセンターを除いた18施設で整備、寝たきり老人等のためのベッドですが、学校施設や保健センター、老人福祉センターの6施設、それからオストメイトについては老人福祉センターのみと。

決して十分配慮がされているという状況ではございません。これから、確かに超高齢社会を迎えると、避難所の整備というのは大変大事な課題だというふうにと受けております。もちろん、これから避難が地震とか何とかということになると、長期化したりというようなケースがありますけれども、今、町では要援護者支援マニュアル、避難所運営マニュアル、こういったソフトの部分と、それからハードの部分と両面からこの整備をしていかなければいけないというふうを考えておるわけであります。

ちょうど、今、町におきましては、これは国も県もそれぞれガイドラインを、今、避難支援についてはガイドラインを策定をいたしております、それぞれ市町もこの策定をしようということていろいろ県の方からも指示を受けております。今、策定をしておる市町が宇部、萩、岩国、周南4市、策定中が3市1町、その1町が平生町であります。本町としても、今、この国県のガイドラインをもとにした支援マニュアルの策定に向けて、今、ほぼ素案ができ上がっている段階であります。今、申し上げましたように、避難所の運営マニュアルとあわせて、一体的な活用に向けての早期策定を目指していきたいというふうに思っているところであります。この支援マニュアルと同時に、けさもちょっと触れましたが、災害時要援護者リスト、これから災害時要援護者避難支援プラン、これは避難支援計画でございますけれども、その策定も進めていきたいというふうに考えております。

それはそれでこのソフトの部分もあれですが、ハード部分についても、今、申し上げましたが、それぞれの避難所で全部福祉対応ということになると、なかなかいろんな課題が出てくると思いますので、できれば今、福祉避難所的にあそこの老人福祉センターをある意味では、あそこが、今、オストメイトの話もしましたけれども、いろんな機材から設備等を考えた場合にあそこを重点的に福祉避難所として指定をして、そういった障害者なり高齢者なり、こういった弱者に対する対応の拠点といいますか、そういう形にしていっていかかということで、担当課を含めて

協議をしていきたいというふうに考えておるところであります。

それから、もう一点の災害時要援護者リスト、これは以前にもこの議会でも質問があったところでございますが、例の今回の中越の地震でもそのリストはつくっていたが、個人情報保護ということで具体的なその支援に着手できなかったというような一つの教訓がありますだけに、我々としても、今、このリストについても策定しておりますが、これをやっぱりどういう形でその制約がある中で活用していけるのかということ、考えていかなければいけないというふうに思っております。

したがって、行政、消防団、民生児童委員や自主防災組織、自治会等でいろいろこの連携をしながら、こころの情報の伝達といいますか、その辺がしっかりいくように、具体的な取り組みができるような体制を考えていかなければいけないというふうに思っております。特に、今、平生町の現状でいえば、地区社協が大野に地区社協ができておりますから、まずここあたりから、今、申し上げましたようなこういった要援護者リストの、地域でそういうお互いの情報をもとにした具体的な活動ができるような取り組みが進められるように、地区社協でもひとつ検討をいただくように、いろいろ連携しながら取り組んでいく方向で進めていきたいというふうに考えておるところであります。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 避難所の対策について、今、答弁がございましたが、今回、詳しい調査をしていただきまして、資料も手にしておるわけですが、これはもう一つのことを言えるのは、いわゆる公共施設がだれにでも使える施設にする、日ごろから。そういう意味もあるんです。特に、腰かけ式のトイレ、洋風便器です。これは高齢化社会が進んでいって、もう和式では困難だという方がどんどん増えてきておりますから、これは一定数をちゃんと避難所だけではなくて、避難所としてではなくて、公共の施設としても整備する必要があるわけですが。

例えば大野の公民館を見ても、障害者の使えるトイレがないんです。確かにバリアフリーは一定のものは進んでおりますけど、あれだけの公民館で車いすで対応できるトイレがないと。やっぱりこれは災害当時の施設としてと同時に、通常の社会参加を求める意味からも不十分になる。それから、災害対策を進めるということはそういうことにもつながってくると思うんです。ですから、これはどうあっても主なところから、最近こうこの表を見た限りでは、最近そういう目的を持って改修を進めたという形跡が見られんです。やっぱりそういう意味ではこれから先の非常時に備える対策として、拠点は拠点でいいですから、定めて年次計画をつくって、いろんな対応ができる施設にしておかなければならないと思うんです。

特にベッドです。私が一番気にするのは、これから先、寝たきりやら高齢者の方々は、避難所で床に転がって寝ておきなさいと。これは中越地震のときにも随分後のマスコミでも出ています

し、ニュースの論評も聞きました。高齢者が長期間、避難所におると。床に転がしておくというわけにはいかんです。ですから、それは移動、どこかにまとめてつくってもいいですけど、この対応はぜひ主な地区ではやっておく必要があると思うんです。この資料ではベッドがあるのは、学校の保健室がありますよというのが資料としてあるだけです。ベッドの有無は小学校学区内、熊毛南高校、中学校、佐賀小学校、いわゆる何というんですか、保健センターなんかはありますけど。そういう点では避難所として主なところには、ぜひそういった対応ができる計画をつくってほしいと思います。

それと、オストメイトの対応です。これは特に長期間にわたる阪神・淡路大震災のときにこの問題が随分クローズアップしまして、それ以降、通常オストメイトの方の社会参加を広めるという意味からも各地で整備が進んでおります。これはいわゆる障害者のトイレに汚物流しとパウチといわれる洗浄装置です。これをつけることをするわけですけど。これも社会参加を進める上からも取り組んでいく必要があると思います。今年の決算の資料を見ましても、かなりの方が対象者になるんです。数字を見ましたら。少数じゃないんです。ですから、そういう方の社会参加なり避難所としての機能を高めると、そういう意味からも、この対応は進めておかなければならないと思います。

私が、私ごとで申しわけないんですが、勤めている地域ではちゃんと合併したところも含めて、公民館についてはちゃんと汚物流しも含めて、そういったことは計画的にやっておられる姿を見ております。そうすると、やっぱり計画的意識的にやっていかないと、この問題は進まないと思うんです。一遍にできなくてもいいですから。そうすると、公民館に行くのでも気軽に行けるといふ側面も生まれますから、こういった点でも計画的な対応についてお話を伺いたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、申し上げましたように、ハード面の整備というのは必ずしも十分な状況とは言えないというふうに受けとめておりますので、いろんな状況はございますが、やれるところから整備をしていくという、ハード面では対応が求められているというふうに認識をいたしております。それから、ソフト面の、今、言いましたいろいろ対応についても着実に進めていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 2番目の問題に入ります。障害者自立支援法についてです。この障害者自立支援法は18年にできまして、それまでは支援費制度でいろいろと障害者の支援をしておったわけですが、何でもその予算がかかるということで、障害者自立支援法自身は予算の削減と利用者の負担から負担を取ると、こういうことが目的、實際上目的です。この決算の資料

にはもっと詳しい中身が書いてありますけど。障害者自立支援法は18年4月と10月、2段階で実施されたと、法律の目的は、障害者の種別にかかわらず必要とするサービスを利用するのが一つと、そうして一元化して、もう一つはサービスの利用料と所得に応じた負担をしてもらうと。これが主な實際上、中身なんです。

問題は、障害者を一くりにすることは問題だということで随分議論になりまして、この法律は一遍廃案になったんです。ところが、郵政の選挙のどさくさにまぎれて、その後の国会で簡単に成立してしまいました。その以降、この法律ができて施行がされてきているわけですが、私は身体障害者、知的障害者、精神的障害者のいろんな会合なんかも出かけますが、そこで言われるのは、障害者自立支援法ではなくて、障害者自殺支援法だというように皮肉ってよく言われております。それぐらい厳しい内容になっております。

特に、もう負担、利用者から負担を取るとというのが一番です。これについてはぜひ改革をしていく必要があると思いますから、町長の見解をお伺い、それからこの法律に対する町長の意見、それから負担の解消はぜひすべきだと思います。今、各党でいろいろ負担をゼロにする法案の準備がされて、この臨時国会に提案されようとしておりますが、これについての町長の考えも聞いておきたいと思います。

それから、もう一つちょっと我慢できないことがあるんですが、自立支援法が18年にできまして負担が大変だという一斉に非難が出ました。したがって、19年から負担軽減措置をとろうという法律の改正がされて、その受付が始まったんです。その負担の改善をしようという、こういう条件になれば負担の減免をしますよという条件があるわけですが、1つは、申請者の所属する世帯が一定の不動産以外の固定資産を所有していない場合、預金の額が単身者で500万円以下、2人以上の世帯で1,000万円以下、その他軽減措置の対象と考えるには不適切な資産を保有しない場合には、軽減措置をしましょうという決まりが急遽できまして、批判にこたえて。ところが、その申請書には大変な条件が書かれておるんです。減免の申請を受ける場合には、その世帯の資産状況を申告をなささいと。障害者世帯の資産がわかる資料、貯金、預金金額がわかる通帳、家族全員の通帳の写しを出しなさいと。これ添付書類です。それが1つ、まだほかにもあるんですが、これが一番問題です。それと、障害者本人の年金や手当が振り込まれる通帳の写しを出しなさいと、こういう決まりがあるんです。

これには随分と抵抗がございまして、私がなぜこれを申すかといいますと、やっぱり議会の場というのは、行政でやられておる実態を広く皆さんに知っていただくというのが、議会の責任にもあります。だから、こういう書類を申請を求めるといって行政が行われておるわけです。個人情報法がいろいろ、個人情報はどうとかいろいろ言いますが、今の最近の貯金通帳は振り込みや引き落とし、その他でその家族の生活状況が全部わかるような通帳になっておると思うんです。そ

の家族全員の写しを出したら軽減措置をしてあげますよと、こういう内容なんです。極めて、私は不当な申請書類だと思うんです。こういうことはぜひ広く皆さんに知っていただきたいと思えますし、こういうことはやめていただきたいと思うんです。

このことについての町長の見解が聞きたいわけですが、これは随分この6月に反応がございまして、頭に来るから、もう減免措置は申請しないという声も聞きました。それから、家計が苦しいから、腹が立ってしょうがないけどコピーを出したという声も聞きました。また、中にはもう腹が立つから、もう絶対出さないと言ってねばり通したと。そうしたら、障害者手帳だけで認めてくれたという場合も聞いております。いろんな結果としては行政も対応を迫られておるのが実情です。このことについての見解もお伺いしておきたいと思えます。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 自立支援法についての見解と負担の問題、それから今の世帯状況、収入、資産、申告書について、3点にわたって御質問がありました。最初の、この制度そのものについてでございますが、これは措置制度から支援費制度、それから、今、ありましたように自立支援法と。かなり支援費制度をやった段階で、かなり需要が増えて財源不足を来したと。あわててすぐこの自立支援法へという形になったように、印象として受けとめております。かなり国の財政の論理というものが、最近になって全面的に出されてきておるといこともひしひしと感じております。

現実にこの自立支援法が施行されまして、いろいろ新聞等でも実際に工賃、施設なんかで工賃よりも利用料の方が高いと。したがって、施設利用をやめたというようなケースも全国でかなりの方がおられるというようなことで、法律をつくって1年もたたないうちに、すぐまた特別措置、今回のような特別対策をやらなきゃいけないというのは、やっぱりどこか問題があるんだろうというふうに、私は個人的には思っております。

そして、今年の4月から、今、御指摘がありましたように特別対策をやっておると。だからこれも、ですからある意味では、何とかこれはしなきゃいけないというので、かなり応急措置的な対応だというふうに、私は理解をいたしております。したがって、いずれこれは3年見直しということになるんだろうと思いますから、この辺についてはもっとやっぱり今の現状、それから当事者、もちろん利用者、それから施設、事業をやっておられる方、これも含めてそこら辺の声をしっかり受けとめて、制度としてより充実をした本来の自立支援につながるような制度になっていくことを、私は期待をしていきたいと。今の状況ではいろいろ問題点が指摘をされておりますが、十分こたえておるかということには難しいのかなと。

基本的な理念としてこうやってお互いにみんなが支えていく。そうしてまた、就労の部分、地域で暮らしたいものは、やっぱりしっかり地域で支えていこうというような精神というのは、こ

れはある意味では目的として、その評価ができるころはあると思うんです。ただ、それを支えていく態勢というのが、やっぱりこら辺はこれからの見直しに向けて、また我々としても機会があれば、先ほどのこの費用の負担の問題も、これも、じゃ平生町だけこうしようと、こういうわけになかなかいきません。そういう状況もありますので、しっかり我々がまた県あるいは県とも協議をしながら、これから国に対して求めていかなければいけない点は、しっかり国に対しても求めていきたいというふうに考えております。

それから、申請書の様式は新たに今回、これはもう障害者自立支援法の施行令と同規則、これで所得要件と資産要件、これが必要になっておりまして、預貯金の確認とか、そういった住居以外の資産についても持っていないということを示していくというのが、一つの条件ということであつたわけでありまして、この申請の様式についてはこの近隣、ほとんど柳井から光、この地域の市町は大体同様の皆この様式で、これは厚労省が参考様式として示したようでございますが、大体これで、今、行われていってあるという現実でございます。

ただ、この前委員会で、議員が御指摘になられましたように、一番申請書の最後のところ、不実の申告をした場合、関係法令により処罰をされる場合があります。こういうことまで書かんにゃいけないのかという話がありました。したがって、これは当然正しい申告をしてもらうというのが前提でございますから、こういうことはだれもが認識をされておりまして、これは口頭で言っても済む話ですから、そこら辺はしっかり口頭でも指導していけるように、これからあそこの点については考えていこうというふうに、今、担当の方にも指示をいたして、ここまでは書く必要はないんじゃないかということで、今、指示をさせていただいておるところであります。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今、現行の制度に対する町長の考えは、国でつくった法律で仕方がないんじゃないかというように大体受け取ったわけですけど、私はやっぱりこのスタンスは問題だと思うんです。障害者やその家族の方の声というのは、補助金や支援やそんなものはしてもらわなくても健康なら普通ならいいと、そういう気持ちで一番あるんですから、気持ちの負担だけでも大変なんです。そこから出発せんといけんと思うんです。それをその気持ちの負担を乗り越えて、いろいろ頑張っておられるわけです。それから、利用料を取る、この考えです。それも家族全員で負担をなさいと。何かずっと昔の福祉制度、もう家族で全部みんな面倒を見なさいという時代にさかのぼりしたのかと思うような制度です。

確かに、障害者自身に本人に資産がある場合は、私は、それはそれなりに考慮されても構わないと思いますけど、家族全員にまでその負担を求める、対象にすると、負担する。この考え方も問題だと思うんです。これについて町長の考えを聞いておきたい。これは法律の一番の欠点です。それと、国がやっておるからしょうがないと、先ほどの議論に戻るんですけど、負担を解消すべ

き、私は何か声を上げてほしいんです、町長に。その点についてどうお考えか。

これからその書類、先ほど私は最後にこの2回目の質問でこの項目を、不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合がありますというのを2回目に言おうと思うたら、先に言われましたけど。こういうことまで脅迫じみた文書を、行政の方、私は良心を疑う気持ちでおるんです。こういう文書をよく配られると。本当に困っているからしようがなしに、これは出してくるんじゃないかという具合に思っつけておられるのかもしれませんが。その点は、今、町長から話がありましたから、運用でちょっともっと心遣いの行き届いた運用を、よく目を通してやられるべきじゃないかと思うんです。上から来たからといってそのままさっす行くんじゃないで、自分のところでそれなりに考えが、裁量の範囲というのはあると思うんです。

先ほど言いましたように、もう身障者手帳だけ出してねばり通したら、結局黙認したという、くたびれたのかもしれませんが、そういう対応もあっておるようですけど。そのところは部内でよく協議をしてやっていくべきではないかと思えます。この要件を満たせんから、もう減免は認めませんよというかたくなことになるのかどうか、この点についてお考えを聞いておきたいと思えます。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 私もこの前、ちょっと時期ははっきりあれですが、障害者の県の大会に参加をしたときに、当事者から直接この自立支援法に対する、もう極めて厳しい声というのを直接目の当たりにした経験を踏まえて、私は、今、答弁をさせていただいております。したがって、負担の問題についても、今、申し上げましたように、あり方論からいうと、いろいろ議論があるんだろうというふうに思えますし、現在のこの今の自立支援法が、本当に皆さんから十分理解をされている状況には今日ないというふうに、私自身も受けとめておりますので、改めてこれはもうこの自立支援法も見直しがされていくわけですから、その見直しの時期にはしかるべきまた機会をとらえて、我々も発言する機会があると思えますから、こういう障害者の意見、もちろん町であることもそうですし、県内でもそういう大会での皆さんの意見も十分聞かせていただきました経緯もありますので、しっかりとその辺については、私からも発言をしてみたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 3点目です。環境問題についてです。このテーマは熊南総合事務組合、それから周東環境衛生組合、一部事務組合にわたることの業務ですから、かなりここでの発言というのは制約されるべきかなとは思いますが、一部事務組合とはいえそれぞれ関係の市町で構成をして、その町の意向が大きいわけですから、そういう立場からこの質問をいたしますが、現在熊南総合事務組合がごみの収集をして周東環境衛生組合で焼却処分をしておりますが、

この中にビニールやプラスチック類の焼却が含まれております。この方法が適切な処理なのかどうか、まずお伺いしておきたいと思ひます。

2点目は、私は焼却処分をしておるところはほとんどないような状況じゃないかと思ひんです。再利用しておるか埋立処理をしておるかが、ほとんどの自治体の処分方法ではないかと、調査範囲は狭いんですけど、このように考えております。したがって、これは焼却処分をやめて、特に焼却すれば環境問題もございませうから、再資源として利用する方向で計画をつくっていくべきだと考えますが、この点についての町の考えを聞いておきたいと思ひます。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 環境問題に関連してビニール、プラスチック類の焼却を、今、やっているが、処分方法としてどうかと。一般廃棄物の処理方法は燃やすか埋め立てるか再生利用するか、この3つになるんですが、このプラスチック類、かつては不燃ごみということで埋立処分されておりました。かなり、ただ容積がだんだん増えていくし、最終処分場の問題等もございまして、これは国の方からも、以前は焼却処分するよふにという通達が出されておまして、現在可燃ごみとして収集されて、周東環境衛生組合清掃センターの焼却場で焼却処分がされておると。

ただ、この場合には例のプラスチック類を燃やすとダイオキシンということで、この周東環境衛生の方もこのダイオキシン対策ということで平成11年に大規模改修をやって、バグフィルターというんですが、何かフィルターをやりかえて取りかえをして、環境対策が講じられておるといふ状況でございませう。ただ、これで、今、やられて一応その周辺環境に影響がないといふことになっておますが、ビニール、プラスチック類といふのは大変発熱量が高い。そのことがやっぱり一つの大きな焼却炉そのものにも影響があるといふようなことで、周東環境衛生組合の方からも、これは何とか分別、資源ごみとして分別収集できないかといふような声があるそうです。

したがって、それを受けて、今、町、もちろん柳井市とここの熊毛郡内の担当者で、今、分別収集し、再利用していく方向で、今、検討を始めたといふふうには報告を受けておます。当然この一部事務組合での協議といふことになりますから、こゝら辺の進捗状況なりこれから議論をしていきたいといふふうには思っておりますが、当然この分別といふことになってくると、いわゆる一般消費者といふか、町民のそれに対する認識、分別をしていく、また収集の体制、それから保管の場所、それからある意味じゃこの今のペットボトルみたいに圧縮をしたりといふようなことも、いろいろ施設整備の面でも保管場所とか問題がいろいろあると思ひます。この辺の課題も一方で克服をしていかなきゃいけないといふ課題がございませうから、こゝら辺についても議論をしていきたいと。一般廃棄物の収集、処分といふことになると、今、熊南の方で熊南総合事務組合、ここで田布施町との、今、一緒にやっておりますので、この辺との協議もしっかりやっていきたいといふふうには考えておます。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 検討は進んでおるようですから、先ほど地球環境、地球の温暖化問題の話もございましたが、これは皆石油からつくるものでございまして、それを燃やしてしまうということは、環境に対しては大きな負荷をかけること。それと、特に買い物に行く、それから台所でいろいろ、特に女性の方は敏感だと思いますが、ビニール類のその多さです。もう何かも、それは便利だからビニールでやっておる。これの減量対策も一緒に進めていかないと、この問題は解決しない側面もあるかと思いますが、いずれにせよ住民の皆さんの理解が大変大切な課題です。急いだ問題だと思しますので、早急に取り組んでいただきたいと思えます。

以上です。

.....

議長（田中 稔君） 次に、岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 岩本です。それでは、質問をさせていただきます。若者定住促進住宅について、現状と今後の取り組みを町長にお尋ねいたします。

平生町の人口減少にどう歯どめをかけるか、今後の町の発展、維持にとって大きな課題であると考えます。その一環として佐賀の若者定住促進住宅は、人口減少の対策として打ち出されたものと理解します。しかしながら、この住宅はこのつくり及び設備から推察すると、投資額は相当高額であったものと思われます。一方、入居者の負担は他の一般アパートの家賃と比較すると格段に有利な条件に設定されています。そこで質問なんですが、この住宅設備の計画、投資の回収だけの判断ではなく、もっと大きな目で見ても、どのようなメリットがあるからという判断基準があったものと思います。その判断基準、またその成果をお伺いいたします。

それから、2問として、15年後に買い取りの約束のもとに契約がなされていると聞きますが、15年という期限はどう決められたのでしょうか。また、契約上において問題は生じないのでしょうか。また、今後新たに若者定住促進住宅を拡大する計画、または意図はあるのでしょうか。進めていく計画があるのであれば佐賀地区か、それとも他地区か、お聞きいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 3点にわたって若者定住促進住宅に関連して御質問をいただきました。この定住促進住宅でございますが、平生町の若者定住を促進をしようという大きな大儀、目的のもとにこの取り組みをさせていただきました。平生町の国調で調べても人口の減少傾向、とりわけ佐賀地区における人口減少、これはデータで示されておりますように著しい減少傾向があるということで、第3次の平生町の総合計画の中で人口定住のための環境整備ということをしっかり位置づけをしまして、それに基づいて、佐賀地区にUターン・Iターン・Jターンを希望する若者の住宅を促進し、地域の活力の創出を推進するために10戸の、平成15年度5戸、16年度

に5戸、それぞれ建設をして募集をしたところでございます。

最初にありましたようにかなり投資額といいますが、事業費は2億7,000万円、総事業費でかかっております。財源は地域総合整備事業債と、地総債というふうに言われておりますが、この起債が2億2,000万円、一般財源が5,000万円、ということでこの取り組みを進めました。

どういふ大きな目で見てもメリットがあるのかと。1つは、佐賀地区全体の人口減少を食い止めていく。同時に、若者定住、とりわけ子供たちの声が、この地域でもこだまするようなまちづくりをしようということで、特に佐賀小学校の生徒・児童の減少にも歯どめをかけていこうと。こういう一つの大きな目的あるいはそのことによって、佐賀地区全体の一つの活力につなげていこうと。こういう一つの、これをやることによって有形無形の波及効果を期待するというふうには、我々も期待をし、そしてまた議会の皆さんの積極的な御提言や御支援、御協力をいただく中で、この若者定住については建設をさせていただいて、今日に至っているというふうには受けとめております。

今、佐賀小学校のお話をしましたが、かなりこれから全校の児童数もほぼ今、平成19年が全校生徒数が児童数が83と、これ平成24年ぐらいまで81人から81人という、ほぼ横ばいはずっと推移をしていきます。その際に、ここの住宅の子供たちが、その倍の約14名ぐらいになるというふうにはいますから、約2割弱近い方々が、この佐賀小学校に入学をして在籍するという状況になるかと思えます。これはやっぱり一つの大きな、地域にとっても大変歓迎すべき状況だろうというふうには受けとめておりまして、それなりの私は有意義な効果を生みつつあるというふうには受けとめております。

それから、15年の払い下げということでございます。これは企画課長の方から答弁をいたしたいと思えます。

それから、今後の計画ということでございますが、これは先ほど言いましたように、当時はちょうど地総債の起債事業が使えるということで交付税措置があったわけございまして、この制度は、今、もうございませぬけれども。だから、同じような手法でこれをやるというのは、なかなか難しいだろうというふうには思っております。

いずれにしても人口定住対策、これはいろいろな形で進めていかなければなりませんので、これから団塊の世代の対策を含めて、こういったUターン・Iターン・Jターン、この辺のいわゆる本町への定住に向けての取り組みは引き続きやっていきたいと思っておりますが、具体的な、今、この計画というのは、今は俎上にございませぬので、本町の財政状況等も十分踏まえながら、これから研究していきたいというふうには思っております。

議長（田中 稔君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） 今の15年後の払い下げについてでございますが、これもいろいろと協議をする中で、どういった人口定住の住宅がいいかというのを検討をした経緯がございます。基本的には15年後、それまでいわゆる家賃で住んでいただくということでございますが、自分の持ち家としての感覚で大事に使っていただくというのが一つございまして。15年後に払い下げという一つの期待値を持たせていただくということと、いわゆる15年までに払い下げということになれば修繕料が、こう言っちゃ何ですけど、町営住宅等かなり修繕料がかかっております。そういったことも含めて、一般の方に払い下げを時価で払い下げをさせていただくということの取り決めといたしますか、内容を基準にいたしまして募集をかけたということでございまして。この募集に対して応募、こういった内容でのここに住みたいという方が、15年度に19件応募がございましたし、16年度にも11件ということでございます。そういったことで取り組みをさせていただいております。

15年後というのはなかなかまだまだ先のことでございますけど、本人といたしますか、各世帯には確認の意味で毎年年度初めに、こういった15年後には払い下げをいたしますよということで、毎年そういった内容の文書を毎年度資料を配布、チラシを配布させていただいておりますし、15年後ということでございますが、例えば反対に入居要件等がございます。あくまでも家賃を払っていただいて、今は住んでいただいておりますので、もしそういったことで遵守されないとか、例えば家賃を払っていただけないとかいう方については、こちらから反対に退去していただくというような条例なり契約を結んでおります。そういったことでこちらと入居者の信頼関係の中で対応をさせていただいております。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 若者の定住ということは、確かに重要な課題であるとは理解しますが、とはいえこういう住宅は、もう若者定住促進住宅という今のような費用対効果の点では、効率的といえるかどうかというのは疑問を感じております。だから、同じようにはできないように、今、おっしゃいましたのでまた考えられると思いますが、今、町にとって最も定住が必要ということは、働き場所を提供することではないでしょうか。働く場所を提供するための投資にもっと積極的にならないといけないと考えますが、町長の若者定住のビジョンはどう考えておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 費用対効果の話がございましたが、我々もかなり2億7,000万円総事業費というふうに申し上げましたが、理論値でいろいろはじいていきますといろんな家賃収入、払い下げ時点の収入、住民税、払い下げ後の固定資産税、それから事業の起債による交付税の額、

算入額等々を含めてやりますと、町のいわゆる理論値でははるかにこの2億7,000万円を超える効果が数字の上では、我々は、今、つかんでおります。それだけいわゆる長期的な視点では、大きな波及効果があるというふうに受けとめているところであります。

特に、若者の定住に関連をして働く場所をとということでございまして、当然企業の存続、それから新たな企業誘致、こういう取り組みは引き続き、我々も取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） やはり、ぜひ今の企業誘致とか、そういう働く場所を提供してあげるということを推進していただきたいと思います。

次に、次の質問に入りますが、今後の老人介護についてお尋ねいたします。

平成16年における当町の65歳以上の人口は3,532人ですが、平成26年では4,159人にもなるとの数字が、平成18年3月の健康福祉課から出されています。つまり10年間で600人を超える高齢者の増加があるということです。これは平成16年の14%増ということです。高齢者介護の実態を見ると、軽度の人たちについては在宅にて訪問介護、訪問養護等のサービスを受けることも可能ですが、重度の人たちについては在宅介護は極めて困難であり、施設における24時間介護が不可欠であると考えます。在宅介護を強いることは家族に対する大きな負担が生じ、介護のために仕事をやめなければならなかったり、介護疲れのために一家心中にまで至ってしまうなどという悲惨な例も聞かれます。

当町における施設介護は特別養護老人ホームつつじ苑、定員が50人と、光輝病院の介護療養病床442人の定員及び何カ所かのグループホームだけです。光輝病院に入院中の人たちのうち、介護は必要だが治療の必要性が低い人は、平成23年までに退院しないといけないことになっているとのことです。これは国の方針ということで、町としてはいかがとも仕方のないことではあるでしょうが、とはいえ安心、安全な町を標榜するからには、町として何らかの対応が必要と考えます。光輝病院から出た人たちの行き先として、まず国が進めているのが家庭及び老人保健施設です。特別養護老人ホームは受け入れ先として最適ではありますが、推奨する受け入れはどこも既に満床で、入るには半年も1年も待たないといけません。介護度の比較的低い人は、まず入所は不可能というのが現状のようです。

今、町内の家庭の平均的な実態を見ると、親の面倒を見るべき子供たちは都会に出てしまって、残った親は夫婦だけで、または単独で寂しく老後を迎えなくてはならない状況になっている家庭が多くなっています。でも、子供たちは都会で日本全体の経済を支えているのです。いってみれば子の安泰を願いながら、一方で親は甘んじてその犠牲になっているということではないでしょうか。そんな親たちの介護が必要になったら、いつでも何とか手を差し延べられる方策を考えな

いといけないのではないのでしょうか。

そこで、1点目として、今後、当町における介護度が重度の人たちの施設介護計画はあるのでしょうか。また、特に養護療養型病床に入院中の治療の必要性が低い人の収容先はどう考えておられますか、お尋ねいたします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 高齢者の介護に関連をいたしまして、介護度重度の高齢者の施設介護の計画はどうかという、1点目は御質問でございます。本町もそうではありますが、介護保険事業を進めるに当たって介護保険事業計画、それにまた施設サービス等における利用者定員、必要利用者定員数を定めた介護保険事業支援計画、この介護保険事業計画と支援計画、それぞれ定めて取り組みを進めていくということで、今、ちょうど平生町は、平成18年から20年度までの第3期の事業計画の中にございます。

この計画の策定に当たりましては国の基本指針がございまして、参酌標準というふうに言われておりました。一定の基準が示されております。要介護4、5、こういう重度の方の場合は、70%以上というような目標値が設定されているんですが、本町の場合はそこに至らないということで、施設サービスの量の増加を見込むというのは困難でございましたけれども、いわゆる在宅への復帰を目指す中間施設といいますが、老健、老人保健施設、この必要性については認めまして、第3期計画においてこの介護老人保健施設サービスの利用者の増を見込んだところでございます。

県の高齢者プランにおいても柳井圏域において、この介護老人施設の必要利用定員総数50という増ということが認められたところでございまして、これから来年度には、今度21年から23年度までの第4期の、今度は計画策定ということになります。これから介護度4、5といったような重度の施設サービスについても、その量を適切にやっぱり見込んでいって、必要入所定員数を満たすような計画になるように努力をしていきたいと思っております。

ただ、一つはこれからどんどん介護サービスの場合は、利用が増えればその基盤の整備は図られていくわけですが、それによって給付費がアップをしていけば、当然それが介護保険料にはね返るということになってまいりますから、その辺は十分注意をしながら、これからの運用に当たっていきたいというふうに考えております。

それから、いわゆる入院中の治療の必要性の低い方の受け入れ先をどう考えておるかということで御質問をいただいております。けさの後期高齢者医療制度もそうでございますが、医療制度改革の中で、今、御指摘のありましたような医療型の療養病床と、それから介護型の療養病床、それぞれ、今、18年度末で医療型の方が2.5万床、介護の方が1.2万床というふうに言われておりますが、これを全部介護型のやつをなくしていくと、平成24年3月31日をもって廃止と。

この医療型の方も、今、25万床をたしか15万床ぐらいに落としていくというような、かなり大がかりなこの再編が、療養病床の再編が行われようとしておる。

一体介護難民が出るんじゃないかというようなことではいろんな心配を、我々も、今、しておるわけでございますけれども。県において、今、地域ケア体制整備構想の中で療養病床転換推進計画、これに基づいて、今、この再編が県において進められようとしております。その再編、この療養病床転換推進計画、この策定に当たっては医療機関の意向を十分に把握してやれということになっておりまして、ちょうど県がこの8月に意向のアンケート調査を実施をいたしております。したがって、これから第4期の平生町とすれば、今、申し上げましたように4期の介護保険事業計画を策定をすることになります。特に光輝病院等の存在もございますので、その辺の今の転換意向といいますが、その辺の意向も十分踏まえながら、これからの介護保険施設等のサービス量の見込みを立てていきたいというふうに考えております。

御指摘がありましたように、現に入所している高齢者、そしてまた家族に不安がないように、これからもこういった施設サービスの面も含めて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 密着型というか、地域密着型としてやっぱりグループホームとかいろいろありますけど、今は民間企業で、そういった退院後の困った人たちの受け入れができる施設をつくっておられる企業もあるようです。民間企業とも連携をして、高齢者向けの住宅などを考えていく方法というのもあると思いますが、町長の方はそういう民間企業との連携というのはお考えはどうでしょうか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 民間で高齢者住宅なんか受け皿的に、高齢者がバリアフリー等の施設を入れた高齢者向けの住宅を、民間でやっておる事業者があるという御指摘だろうと思います。私も、今、そういう事例で町と連携してというのを、まだ今までそういう経験がございませんので十分調べまして、また担当課の方とも相談させていただきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） そういう事業をしておられるところがここに少し資料がありますので、また置いておきますので見ていただいたらと思います。

今後、一層の高齢化の進展を考えると、介護予防としていつまでも健康であるためのまちづくりが必要だと思います。そこで、提案ではありますが、平生町のお昼のチャイムが鳴りますけど、あれをラジオ体操の曲にかえていただいたらと思います。また、そういう筋トレとかリズム体操とかしておられる場所がありますが、その場所に行けない人たちにも対して、だれでもどこでも

手軽にできる、その場でできる毎日5分間体操としてみてもいかがでしょうか。考えてみていただけたらと思います。そういうことで失礼いたしました。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 大変いい発想といえますか、今、提案をいただきました。ただ、ラジオ体操がちょうど12時にふさわしいかどうかというのは、これは検討しますが、今、昼に鳴らしているチャイムは、もうかなり「上を向いて歩こう」というのは大分、その前は「いい日旅立ち」だったんですが、大分年月がたっておりますから、またいずれまたどういう選曲をしていくのか、またそのときに少し元気が出るようなものを考えてみたいなというふうに思っております。

今、ラジオ体操の方は毎朝、町の方はやっておりますから、皆職員も結構体操については取り組んでおりますが、できるだけ地域でもこういった国民運動じゃないけど、町民運動的にどういう、この地域で健康づくりの取り組みができるかというのは、これは一つの研究テーマだというふうに思っております。中国あたりへ行ったら、朝みんな太極拳を広場に集まってみんながやっておられると。あれはあれで結構健康づくりの一つの大きな役割を果たしていると。地域でもいるんなそういうコミュニティをつくっていく上で、何かそういう健康づくりにつながるような方法を考えていくというのは、これは研究課題だというふうに受けとめさせていただきます。

議長（田中 稔君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（田中 稔君） 本日はこれにて散会します。

次の本会議は9月14日午前9時から開会いたします。

午後3時33分散会

平成19年 第5回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成19年9月14日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成19年9月14日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問及び質疑

日程第3 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第3 委員会付託

出席議員(12名)

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 淵上 正博君
6番 細田留美子さん	7番 柳井 靖雄君
8番 河内山宏充君	9番 吉國 茂君
10番 福田 洋明君	11番 平岡 正一君
12番 藤村 政嗣君	13番 田中 稔君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君 副町長 佐竹 秀道君
教育長 合頭 興亞君 会計管理者 岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 高木 哲夫君

企画課長 吉賀 康宏君 町民課長 木谷 巖君
税務課長 洲山 和久君 健康福祉課長 河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長 中本 羊次君
建設課長 安村 和之君 教委総務課長 福本 達弥君
教委社会教育課長 弘中 賢治君 財務班長 池田 真治君

午前9時00分開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において平岡正一議員と藤村政嗣議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．一般質問及び質疑

議長（田中 稔君） 日程第2、一般質問及び質疑を行います。

昨日、一般質問が終わっておりますので、これより提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号平成19年度平生町一般会計補正予算から議案第7号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） ちょっと、町民税のところ、個人の現年課税分の減少が起っておりまして、これまあ、団塊の世代の退職等々という報告がありましたが、ここ4、5年の見通しというか 立てておられたらお聞きしたいと思うんですが。統計をとっておられたら、ちょっと教えてください。

議長（田中 稔君） 洲山税務課長。

税務課長（洲山 和久君） それではお答えいたします。

今後の4、5年の予想でございますが、まず17年度、18年度、19年度からの状況から御説明いたしたいというふうに思います。

まず、17年度と平成18年度を比較いたしますと、町県民税におきましては約4,500万円の増額でございます。これにつきましては、納税義務者が5,849名、平成17年がそうで

ございましたけど、平成18年度プラス502名ということで納税義務者の増加により、そういうふうには増えたというふうには考えられます。

そして、18年度と19年度を比較しますと、納税義務者は55名減っております。しかしながら、税制改正等によりまして住民税が5%、10%、13%というのが一律10%になりました。19年度からそういうふうになりましたので、1億2,000万円の増額となっております。定率減税も19年度からは廃止というふうになっております。

今後の予想でございますが、税額が増える要因としては老年者非課税措置段階的廃止に伴うもの、これにつきましては平成20年度から廃止になりますので、若干の数百万円という伸びは考えられます。

そして、退職者増に係る退職所得税の増、これについては見込まれますが、減る要因といたしまして、団塊の世代の退職がこれまでの人数ということが多いということで、所得税の減の方が大きいというふうに予想されます。

現在のところ、個人事業主の所得や現役サラリーマンの所得も期待どおり上がっていくということも見込めないということに考えられますので、残念ながら個人町民税全体では前年度比較が数年続く、減が数年続くというふうに考えております。

以上です。（「パーセンテージはわからんの」と呼ぶ者あり）パーセンテージについては、予想はしておりません。

議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） これは、町長にお聞きするようになると思うんですが、今言うたように、当然それは想像できる範囲なんですが、それは大体の退職者とか、それはいろいろと要因はある、不安定な要因はあると思いますし、税制もかわって、やっていけんちゅうこととなると、また政権かわったり、いろいろなことで変更があると思うんですけど、少なくとも今現状の状態が減っていく数値は把握しちゅう方がええような気がするんですよ。

それで、それに対してどういう今までも、それはある程度の予測が見込める段階になってますから、どのように、だれが責任を持ってどのような対策を打っていくのか、それによっては住民に嫌なっちゃうか、評判の悪い方法もとらなけりゃいけないことが起こるのかどうか、そういうことの今段階的な検討を、今調査しておる段階なのか、既にもうある程度のポイントを絞ってこの減の処置をとっておる状態なのか、その点はいかがでしょうか。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えさせていただきます。財政運営の一番基本にかかわってくるところだろうと思っております。今回補正をお願いをいたしておりますように、相当、当初もろみといいますが、この辺より、いろいろそういう変動要因が現実の問題として団塊の世代等の及ぼ

す影響というものが生じておりますから、この辺については改めて、そういう前提をもとにして来年度の、どうせ今からまた見通しを立てていかなければなりませんから、当面やっぱり中期的なところぐらいまで見渡していけるように、この辺もかなり厳しく算定をしていかなければいけないのかなあという気がいたしております、そこら辺のトータルでのそういった税収見通しというものも、改めて再計算をしていきたいというふうに思っております。

議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） まだそういう段階っていうのは、よくわかりました。

今からそれはぜひ実行してほしいところでありまして、今から交付税とか云々というのは政治的なものでいろいろかわりますし、真水の部分をきちっと押さえていかないと基本的なものが崩れたままで、交付税をあてにして云々ということはできないと思いますので、ぜひその辺はよろしくをお願いします。これは要望で結構です。

議長（田中 稔君） ほかに質疑ありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般会計の補正予算ですが、地方交付税の増額分についての評価の問題です。

予測より随分多かったと、その理由が町の行財政改革への取り組みが評価をされた、というお話でございました。新型交付税、それから頑張る地方への応援と、そういう総務省の財政運営に従った取り組みをしたから増えたんだということだと思んですけど、この新型交付税や頑張る地方自治体に対する応援と、こういったあり方は、昨年の秋に総務省からそういう方針が出たときに、地方6団体から評価をしない意見が出まして、これは地方交付税制度を骨抜きにしまうと、地方交付税っていうのは補助金じゃないよということで一斉に反発をして、地方6団体結束をして、地方財政確立するための地方共有税を創設をして地方財源を確保すべきだという運動をしてきた経緯がございます。そういった点では、町長の今回の評価については私は若干、原理原則が違うのではないかという気持ちを持っております。

もともと、地方財政っていうのは、出発以来、地方交付税制度がいろいろ変遷をしておりますが、地方交付税が中心に地方の財源は運営されるというのが原則 法律の法体系上は原則になっております。この原点に戻って、地方財政対策の基本に据えて国に迫っていくことが私は一番大事だと思うんです。

こういう点についてのちょっと、原理原則に基づいた地方財政の確立と、そういう方向での考えを町長に聞いておきたいと思います。

それともう一つは、今回の頑張る自治体への応援ということで、行政改革が評価をされたというお話のようですが、それはそれとして置いて、この行政改革の中身はいわゆる町民への負担、職員への負担、住民への全体の負担を押しつけるということで成り立ってきた中身でございませ

て、これが評価をされたということが本当に喜ぶべきことなのかどうかと、この点についても疑問を持っておりますから、この点についての見解も聞いておきたいと思います。

それともう一点は、こういった財政体制が確立をすると、今回の決算を見て思うんですが、財政規模が小さくなれば今までの借金がございまして、どんどんいろんな指標が悪くなってきます。もう、アリ地獄のように段々悪くなるという傾向になってくると思うんです、今までの借金がばっさり減るわけじゃないですから。

そういったことを考えれば、行政改革で財政を切り抜けるというのは道としてはもう限度があると思うんですよ。どんどん縮小、縮小でいって、そうすると数値がどんどん悪くなります。その抜け穴を抜ける道というのが何かと、ここを確立していかなければ、今地方財政は成り立たないと思うんです。そういう点では、先ほど申しましたように地方6団体結束して、地方財政の確立のためには、求めるべきは地方交付税なんです。

ここの点をしっかり押さえた方法を、スタンスに置きながら財政運営をする、いろんな働きかけをしていく、この決意が大切ではないかと思いますが、そういった今後の財政立て直しについての基本的な考えもお伺いしておきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 交付税のあり方論と今後の地方財政の運営についての基本的な考え方ということで、今、きのうもちょっとその点の指摘があったわけでございますけれども、御指摘のように地方交付税、もちろん一応我々にとって固有の地方の財源として考えていくと、これは当然のことでありまして、地方共有税ということで神野教授を中心にした提言をいただいて、それを踏まえて対応してきたということも十分私も理解をいたしております。

本来、地方分権のあり方、今いろいろまた議論がされております。ふるさと納税とか、いろんな今、儲かったところからよこせという議論も一つある。ただ、本来の交付税の関係でいうならば、税の関係でいえば、同じ地方間で税のやりとりをやる、これは本来あるべきじゃないだろう。国と地方とのあり方で、本来交付税として国と6対4の割合を、これを5対5にまず戻せと、こういうやっぱり今議論が、地方分権の中でこれからの恐らく主流になっていくんだろうというふうに思っております、またそうあるべきだというふうに考えておりまして、それは地方分権を裏づけていく財政のあり方としてはそうあるべきだというふうに思っております、これからはそういう立場で我々も取り組みを進めていきたいと思っております。

ただ、現実には、それはそれとして原理原則の立場はそうだけでも、現実には我々も今町政を預かって運営をしていく立場からいえば、今こういった総務省が出された 今回たまたまこの頑張る応援プログラムにしても、項目が9つぐらいざあっとあるんですが、そのうちの5つを除いて

4つぐらいが対象になっておるんですが、たまたま平成14年度と17年度、この制度が創

設されたときに14年、たまたまうちは17年度からこういう行財政改革プログラム、緊急のプログラムをつくって実践をしてきたということで、そこにうまく合致したという部分もあります。

そういうことで、今回こういう形になっておるわけですが、その点についても総務省の今のやり方がどうこうということもありますが、同時に現実に我々は町政を運営していく立場からいえば活用できるところは、制度としてあるわけですから、これはこれとしてやっぱり利用して行って、町のそういった財源確保に対応していくというやっぱり現実対応も一方では必要だと。

同時に、今御指摘いただきましたように、本来のあるべきこういった地方交付税のあり方というのは、そういう国に対して地方6団体での対応を含めて、我々もこれから対応していかなければいけないというふうに考えておるところであります。

それから、財政運営についても、御指摘のように、これをどんどん縮小再生産じゃないけども、どんどん縮小していくと、これは御指摘のようにどうしようもない。町民サービス一つできないし、借金は一方で多く抱えておるという状況ですから、これはおのずから一定の、一方では起債をかなり押さえて今まで来ておりますし、将来への負担をできるだけ押さえていながら、何とかやり切れるぎりぎりのところで財政運営をやっていこうということで、今本当にじっくりひやっくりしながら財政運営やっておりますが、御指摘のようなことも十分頭に置きながら、そこら辺の返済をしていながら、同時に現実的な町の財政運営をしていかなければいけない。

ただただ、行革さえやればええということで考えておるわけではありません。行革は行革として、これは着実に実施をしていかなければいけないということはちゃんと、今からも引き続いて取り組んでいきますが、それですべてだということにはならないだろうというふうに思っております、節度のあるそこら辺の対応というものをしていかなければいけないというふうに考えております。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 真意は、私も現実的な対応ということでわからないわけではないですが、ちょっとそういった点では、提案の際にもうちょっと、そういう今言うた本来の姿ではないということは、もっとはっきり言っておかれるべきではなかったかと思えます。

それで、私は今、行革の話が出ましたが、改革をとめるなとか、行財政改革だとかいうのは確かにしていかなければならないんですが、この間、やられたことは改革、改革と称して弱い者への皆押しつけ、これがこの間の改革の中身じゃなかったかと思うんですよ。

したがって、片一方には豊かな人間ができる、押しつけられた国民のえらい立場の人間に格差が生じると、都市と地方の格差が生じると、これはもうこの改革の結局の中身なんです。改革自身はやっていかなければならないが、実際に改革の中身は改革ではなくて弱い者に対する負担の押しつけと、これは今までの流れの中で、今度の今いろんな政治が行き詰まっておることも、

私はそれが一番原因だと思うんです。

それから、この改革をちょっと履き違えないようにしていただきたいと思うんですよ。改革をやるとおっしゃる、住民や職員に押しつけると、こういうのは改革かどうかと、これは疑問に思います。

確かに、今当面やっていかなければいけないから、生き延びるために何かしなければならないということは理解できますが、そういった点での、特にそういう点では町長の今までの政治生活の中で考えれば私は期待するところが大きいんですよ。そういう本来の改革、国、地方の財源体系の確立、こういったことを期待もしておりますから、そういうことを、私の考えを述べてこの質問は終わります。

議長（田中 稔君） ほかにありませんか。柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 17ページの障害者福祉費、就労サポート事業というのが新たにでてきとるんですね。

これの内容と、就労意欲促進事業との違いをちょっと説明していただきたいのと、18ページ備品購入で緊急通報装置をやめて新たに非常通報装置になっており、これの違いを説明していただきたい。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 17ページの就労奨励サポート事業の内容でございますけれども、御案内のように障害者自立支援法ができて、その後、利用者の負担軽減を図るために、経費の負担の軽減策がとられております。

この就労奨励サポート事業につきましては、山口県が独自に利用者の負担軽減を図るものでございまして、障害者の就労を促進する観点から、特に通所授産施設への利用控えに歯どめをかけるためのものでございます。

内容につきましては、今の平均の工賃よりも平均の利用料の方が高いということで、その差額分を利用者へ助成するものでございます。

本町では、今4つの事業所の方に12人の方が通っておられます。その方へのものでございます。助成のものでございます。

それから、18ページの緊急通報装置と非常通報装置の違いのことでございますけれども、当初では、言葉は少し似て、最初が違うんでございますが、一番最初に御提案、私たちが取り組もうというふうに思ったのは、今までココセコムの方の発信装置をしてございましたけれども、これではなかなか警察の初動態勢がすぐできないということでございまして、1分でも早く現地の方へ警察の方に来ていただこうと、そういう願いから緊急通報装置を予算の方を計上させていただきました。

しかし、実際にこれは県警の方の許可が要るものでございまして、最初は緊急通報、非常電話を直接警察の方に110番通報をするものでございましたが、これでは誤報が生じやすいということで、直接機械を設置いたしまして、その機械を通してテープで、例えば「ここは 保育所でございます」というようなテープ案内で、人間のやりとりではどうしても誤報が生じるということで、そういったテープでの案内をすることでさらに初動態勢を図ろうという機械を設置することが大切と思ひまして、このたび9月の補正で計上させて頂いたものでございます。

それで、児童環境づくり推進事業費の方は、児童クラブの方に設置をするものでございます。保育所運営費にございますのは、公立保育園3園の方に設置するものでございます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 緊急通報装置と非常通報装置か、違いをちょっともう一遍説明願いたい。

というのが、緊急通報装置は全部予算カットしとるんですよ。で、今度、非常通報装置をつけておると、だからそこら辺に違いと、今さっき私ちょっと言うたのは就労意欲促進事業と就労推進サポートの違いも聞いたかったんですが、その辺は、ちょっと答弁漏れじゃないかと思つて。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） じゃ、さきに、済みません、緊急通報と非常通報の違いでございます。ちょっと説明が悪くて申し訳ございません。

緊急通報につきましては、当初で予算化させて頂いたものは関西方面の方では許可をされておりまして、先ほど申しましたように、現場から直接県警の方に110番通報するものでございます。これでは、誤報が多いということで、今回御提案しております非常用通報装置につきましては、非常時に現場の方でボタンを押すだけで県警と直接、県警の方に現場の方で非常が起きたというのをテープ案内で、テープで知らせると、県警の方に事件発生というのが入るものでございます。

それから、先ほど申しましたように、関西の方では許可が下りておりますけれども、山口県警の方では緊急通報の方は許可が下りないものでございます。よろしく願ひいたします。

それから、就労（「就労奨励サポートと就労意欲促進と、ほとんど意味が同じような気がするんですね。それを外して新たに54万円を」と呼ぶ者あり）はい。

議長（田中 稔君） 暫時休憩いたします。

午前9時28分休憩

.....
午前9時30分再開

議長（田中 稔君） それでは、再開します。

河野課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 先ほど、御質問いただきました就労意欲促進給付事業でございます。これ、当初予算に計上したものでございます。国の特別対策の方で計上したものでございまして、このたび9月補正をいたすものは就労奨励のものにつきましては、県の独自の施策でございます。

議員（7番 柳井 靖雄君） それはいい。この2つの事業の内容の違いを聞いてとるんですよ。字句が違うだけで、全く同じような内容じゃないかという気がするんです。

健康福祉課長（河野 孝之君） だから、あのう、はい。

議長（田中 稔君） 再度、休憩します。9時45分から再開します。

午前9時31分休憩

.....
午前9時45分再開

議長（田中 稔君） 再開します。河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 御迷惑をかけました。違いにつきまして、御説明をさせていただきます。

特別対策の就労意欲促進給付の事業の方でございますけれども、従来、利用者負担を決めるのに、本人の工賃あるいは年金をもって、こういった利用料の方を決めておりましたけれども、利用者の負担軽減を図るといって特別対策の中で控除というものが決まりました。その控除金が28万8,000円を控除するものでございます。その制度が就労意欲促進事業といたしまして、就労の意欲向上と自立を促進するというものでございます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第8号政治倫理の確立のための平生町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例から議案第10号平生町下水道条例の一部を改正する条例までの件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 議案第12号ですね、（発言する者あり）ごめんなさい、熊南の関係、12号、（「10号まで、条例まで、ちょっとまだ」と呼ぶ者あり）8から15じゃろ。ああ、ごめんなさい。12のとき聞きます。ごめんなさい。

議長（田中 稔君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第11号熊南地域休日診療施設組合の解散に関する協議について、及び議案第12号熊南地域休日診療施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての件について、一括質疑を行います。質疑ありませんか。柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 12号ですね、財産処分なんですが、この差額が多分、上関町が758万円、田布施町が758万円、平生町が113万9,000円ですか、この差額は多分土地と建物の値段を引いたものだろうと推定できるんですが、参考までに土地の評価が幾らかちょっと教えて、建物の評価と土地の評価。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） この議案に提案しました土地の価格につきましては、面積が672.06平米で単価が1万2,120円で814万5,367円でございます。

建物の評価につきましては、当初建物が建っておりました関係で60万円でございます。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算の認定について、一般会計につきましては歳入は一括、歳出は款ごとに質疑を行い、特別会計につきましては会計ごとに質疑を行います。

まず、認定第1号平成18年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

歳入に入る前に、決算全般について質疑はありませんか。吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） 款でいこうと思いましたが、全般でちょっと質問させてください。

いろいろとこう見てますと、旅費とか需用費とかいろいろと削っておられます。それで、ここにきのうも藤村議員が言われましたように、監査委員からのあれもありますが、無計画な人員削減、行き詰まり等を認識して、適切な人員配置と適切な手当支給に心がけられたいというのがあります。

いろいろと旅費とか需用費を削っておられる努力は感じられます。それは大変であろうと思いますが、ややもすると、企業でもそうなんですが、不況に陥るとどこを削るかっていうたら研究費とかそういった研修費とか、そういったものを削ります。そうすると、そこを削ったところは大概10年後とか20年後には衰退していく、そのときにはさしむきの利益が出ますけど、出てきます。

再三再四、僕は申し上げてますが、いろいろな研修やらもしてくださいよと、それからここに書いてあります人員削減について私の感覚で見ますと、一生懸命やっておられますけど、まだま

だ、もっていき方によっては半分でも済むんじゃないかちゅうようなところが私は感じられます。

窓口とかそういう対人との問題はそれは大いに住民対応として心がけていただきたいという問題であります。例えば、まあまあ一つの例として、それが適切かどうかはわかりませんが、補助金なら補助金を受けるのが補助金専門の人が担当する、そういったもののプロが担当するとか、そのために能力をどう高めていくか、そういった配置をするにはどう高めていくかとか、そういったシステムが構築されていないんじゃないか。

例えば、今度でも研修に行かれます。海外にも研修に行く予定があると聞いていますが、そういったものに対して、与えられたプログラムでなしに平生町独自のプログラムとして、こういう研修をさせたり、こういう面はちょっと旅費なんかでも研修に行くとき、削るのをやめてふやさなければいけないという部分がこれはあると思います。そういったことに対する、極端に言えば、思いつきといったら何ですが、感覚でなしに、こうやってこうするというフローチャートを、システム構築のフローチャートをぜひつくっていただきたい。

この辺について、どうですかね、計画的にそういったものがされておるのか、ただ削ればいいっていうんじゃない、ここはふやさなきゃ、住民からなかなか何でこんな旅費に使うのかなど言われながらも、それは町長がきちっと答えりゃええ話ですから、そういったものを、ふやすところはふやすということをお願いしなきゃいけないと思うんですよ。

そのためには、今言ったように、システム、こういうことに対してこういうしますよ、こういう態度でいきますよというフローチャートをぜひつくっていただきたい。これは再三再四、研修費を県、国から与えられた研修じゃなしに、平生町として今やらなければいけない研修、こういう計画に基づいたそういった、それについては需用費も増えるかもわかりませんし、旅費も増えるかもわかりません。その辺をお願いしたい。この辺、お答えいただきたいと思います。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えいたします。

議員、従来から御指摘をいただいております。こういう時代であるがゆえに、人材の育成というのが一つの大きな課題だというふうに受けとめております。

それこそ、米百俵じゃありませんが、こういう時代だから将来をにらんで人材をやっぱり育成していく大きな務めといたしますか、そういうものがあると思っております。

今、我々もたまたま今回は海外研修というのが、これは制度として復活をしてやろうということになっておりますが、町独自でこういった人材育成に向けての研修を今具体的に検討をさせていただいております。何とか実現できるように努力していきたいと思っておりますし、しっかり職員の方も「よしやってみよう」と、「こういうテーマについてぜひ勉強していきたい」ということで発奮してくれることを、ぜひ私も期待をしておるわけですが、何とか具体化していくように、

今関係のところに私の方から指示をさせていただいておりますので、何とか実現できるように努力をして引き続きいきたいと思っております。

議長（田中 稔君） 吉國茂議員。

議員（9番 吉國 茂君） 意欲はあるということはよくわかりますが、ちょっと若干私の感覚と開きがあるのは、系統的にそれをして、例えば資源、物、物によって例えばパソコンならパソコンによってどういうあれをするんだという系統的な分類ができてないような気がするんですが、それに対してどうするのか。人的であれば、だれが、その課長なら課長がそういった時間をどのくらい割いて、いつ、どうやってそれを研修人員を上げてくるとか、今に欠けておる。それはもちろん町長の指示がおれの考えはこうだからこれに対してこういう計画を立てていきなさいと、人的要員の向上のために立てていきなさいというそういった縦からの流れが一連の流れがあるのかどうか。そういったものを僕はそれの中で今言うたこういう要員合理化するのにより方によっては民間にふるとか、いろいろな方法によってまだ人員は住民の負担にならない適正な人員ちゅうのは僕ら現場入っています、中入っていませんからわかりませんが、我々が毎年経費削減の中で出してくるのをぱっと見ただけでもやり方によってはまだまだいけるところもあります。そのときには当然いろいろ研修費、旅費とかいうのはぱっと出てくる方向があると思うんです。その辺を今言ったように、物でどうしていくのか。人でどうしていくのか。だれがそれを責任をとってどういうふうに上げてくるのかというシステムを何回も言うようですけども、構築してほしい。そのために、そのシステムをつくるためにシステムの研究をする研修に行く人を何名か行かしてほしい。これ前々から何年も前からその方が早いからやってくださいというお願いをしております。この辺をぜひもっと考えていただきたい。一生懸命努力されていると不用額を見ても一生懸命努力されておるのがよくわかるんですけど、ときには予算以上に必要なことも出てくると思うんですよ。それは今言ったように、あらかじめそういうシステム構築のためのプログラム、フローチャートがきちとなければいけないということで、そういったことをしていけばもっとも僕らは人員活用できると思うんです。その辺を、これはもう要望で結構ですけど、何回も言いよる。ですからそうすると、どうも違う方向に違う方向に一生懸命やられてプログラム、行財政改革とかやられるんですけど、そうじゃないだろうということが僕はどうしても1回そういうシステム構築の大もとをつくる総務課長なら総務課長がそういったところに研修に行つてどうやって広げていくかというような方法をぜひっていただきたい。これは必ず一、二年先にはその倍になって返ってきますので、その辺は要望で結構ですので、よろしく願います。

議長（田中 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入について質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出について質疑を行います。議会費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、総務費について質疑はありませんか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 28ページの上の方の電子申請システム運営協議会とか、地域イントラ云々というのがございますけれど、18年度の決算附属資料の16ページあたりに、例えば平成17年度に住民基本台帳、町税部門の11手続き、平成18年度には児童手当等児童福祉部門の14手続きの計25手続きが現在運用されているというようなことも書いてありますけれど、このあたりの内容をお伺いしてもいいかしら、利用状況といいますか、電子申請システムに対する内容とそれから利用状況。

あと、29ページの一番下の方の負担金補助金及び交付金の中の柳井地区広域事務組合からずっと離島振興、国際交流協会とかいろんな負担金があるんですけど、一番上の柳井地区広域事務組合の負担金は別として、その他の負担金がたくさんございます。このあたりの実際の内容といいますか、多分年に一度の会議とかそういうものかなとも思いますけれど、効果といいますかそのあたり平生町にとってどういう利点をもって会議とかそういったものに臨んでらっしゃるのか。県企業誘致連絡協議会なんかはしっかり活用されていらっしゃるんだと思うんですけど、そのあたりのことも一緒にお願いいたします。

議長（田中 稔君） 吉賀企画課長。

企画課長（吉賀 康宏君） それでは、初めに28ページの電子申請システムの運営協議会の負担金が上がっておりますが、これは今までにも県下統一してどこでも申請できるというような取り組みの中で県下、当時は市町村これは以前から取り組んでおる市町村で取り組んでおる状況なんですけど、そういったいわゆる申請事務についてどこでも申請できるそういったシステムを構築しようじゃないかということで県下全市町村が今現在は市町でございますが、取り組みをしようということで実施を取り組まれておる事業でございます。

今、言われたように、平成17年が税関係、住民事務関係の申請事務、これが11事務でございまして、実績としたり18年度は児童福祉関係これが14事務ということで今構築をいたしております。今後も今19年度もいろいろな事務について構築していこうということで取り組みがされております。

内容については、受付けについてはそれぞれ税また住民関係、それと児童福祉関係ということ

でございますので、ちょっと私の方では把握はいたしておりません。

それと、29ページの負担金また補助金がここの企画振興費の中の内容ではないかというふうに思っております。それで、柳井事務組合、広域事務組合については、ずっと流れで申しましたら平成4年にふるさと市町村圏の選定を受けまして取り組まれておるものでございまして、観光振興とか、視聴覚ライブラリーとか、研修事業とか特に観光、視聴覚ライブラリーについてはそれぞれ取り組みを今までいたした経過もございますし、研修については今、県のセミナーパークの方で対応いたしておりますので、この辺は今縮小いたしておるところでございます。一連のこの地域の広域の活性化を図るということでの取り組みをしておりますが、これも議会でも報告いたしておりますとおり、今合併等でかなり広域圏としての責務といえますかそういった取り組みが縮小しておるというのが現状でございます、あり方についても、今検討いたしております本年の予算についてもかなり縮小した格好で今取り組んでおります。

それと、離島振興協議会については、これは7市4町で取り組まれておる事業でございます、これは会長が萩の市長さんでございます。これも離島振興の取り組みをするということでその辺が県内の7市4町が連携して取り組むということでございまして、いわゆる人口割とか、均等割とか、その他離島振興でかかった経費について応分の負担ということでここに国の中央の離島振興協議会の会費も含めましてここに実績として上げております。

それと、県の交流、国際交流については、これは国際交流の関係ですずっと以前から負担金を出しております。今はございませんけど、以前平生のふるさと祭等で国際交流の方から、交流の担当の方からいわゆる海外の方も来ていただいて一緒に取り組むとか、また、いろいろと情報関係も交流関係の情報関係もやり取りをしておるというようなことでの協会の会費でございます。

それと、日中友好については、これは柳井地区の日中友好を願うということで、これは個人、法人、また団体等が集って市民的組織で立ち上げておる組織でございます。これは事務局は柳井の企画の方にございまして、大体会員が約70名ということで町長も入っておられますし、そういったことでの柳井地区の日中友好の流れのものでございます。

それと、県の日中経済交流促進については、これはいわゆる一応法令外負担金ということでございますが、これについても、県として特に中国に交流等行っておりますので、そのためのものを県、全県的に取り組んでおるということで会費を出しております。

それと、岩国基地の民間空港の早期開発期成同盟会でございますが、これも今特に新聞等でいろいろと賑わしておりますけど、岩国基地に民間の飛行場をつくらうじゃないかということでこの圏域1県2市4町、県また岩国市、柳井市また、今は4町でございますけど、そういったことでの取り組みのものでございます。

それと、県の企業誘致の推進連絡協議会については、これはいわゆる一般会員として今は参画

いたしております、年会費4万円ということではいろいろと企業誘致今までもいろいろ問い合わせもありましたけど、県と連携して取り組んでおるといようなものでございます。

それと、全国半島振興市町村協議会これについては、全国の半島振興この柳井のエリアが半島の振興地域ということでなっております、これについては、その全国にそういった地域があるんですけども、そういった構成の自治体についてはこれは参画をしておると会費を出している、いろいろそういった情報交換なり、振興を図るといことの内容でございます。

それと、中国電源地域市町村振興協議会これについては、中国5県のいわゆる電源地域これいわゆる水力なり、火力なりそういった地域でございます、平生町は柳井火電のエリアということでこの情報交換なり、それぞれのそういった交流等含めてこの会費を負担しております。

それと、職員研修会については、電源研修の負担金でございます。補助金はよろしいですか。以上でございます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 今の話の中で会費会員のなところも見受けられるようでございますけれど、いろんな情報をここで集められていかに平生町のために使うかというせっかくこういった負担金を出していらっしゃるわけですから、これを効果的に使っていただきたいということをお願いしておきます。

議長（田中 稔君） ほかにありませんか。柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 賦課徴収費31ページですね。徴収嘱託員に109万2,000円支払われております。この徴収嘱託員の活動でどの程度の税金があったのか。お聞きしておきます。

議長（田中 稔君） 税務課長。

税務課長（洲山 和久君） それでは、徴収嘱託員のことではどの程度税金があったかということでございますが、これにつきましては、平成18年度から嘱託員の時間を倍にしております。月に9万1,000円ということで、当然国保の方からも1名ということで2名で徴収に行っております。18年度から東部地方税整理組合これがなくなったということで、そして、嘱託員の時間も月、火、木、金というふうに倍になっております。滞納整理に回っていただいておりますけど、これにつきましては、昨年度は約900万円程度でございましたけど、18年度につきましては1,800万円ということで嘱託員の時間が倍になったということで税金もふえたということでございます。

議長（田中 稔君） 柳井靖雄議員。

議員（7番 柳井 靖雄君） 100万円出して900万円あるいは1,800万円上がったとこれは非常にいいことだと思います。今後ますます税金を上げるように努力していただきたい。

議長（田中 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、民生費について質疑はありますか。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 37ページの委託料の職親委託と読むんですか72万円上がっておりますけど、ちょっとこの内容をお願いいたします。

議長（田中 稔君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 職親委託の内容でございます。知的障害者の自立支援、技能習得のためでございます、事業所に2名ほど障害者の方をお願いしているものでございます。金額は月額が3万円の2人の12カ月分でございます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 知的障害者の事業2人の方を事業所に行っているいろいろ習ってらっしゃるといことだったんですけども、このあたりの受託してくださる企業の方、会社の方も大変だと思うんですけど、これに実際に行かせてらっしゃった方からちょっと待遇といいますが対応といいますが、が余りよくないというお話を聞いたことがございます。そういった形の例えば今行ってらっしゃる知的障害者の方からのそういった聞き取り調査というのは今までしたことがおありでしょうか。

議長（田中 稔君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） 対応が少しよくないというお話でございますけれども、職員が年1回伺うわけでございますけれども、私のところにはそんな話は今のところ入っておらないというふうなように思っております。

議長（田中 稔君） 細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） 事業者の方は雇ってあげているんだと思っていらっしゃるとは思うんですけど、弱い人の立場というのはまた格別配慮が必要だと思いますので、そのあたりの方の配慮をちょっと希望いたしまして終わります。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、労働費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、農林水産業費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、商工費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、土木費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、消防費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、教育費について質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 学校の耐震化についてお尋ねをいたします。附属資料の32ページに「平生町学校施設耐震化推進計画」を策定し、年次計画に沿って耐震化を推進していることとしているとこういう表現がございますが、このことについてちょっと説明をしていただけますか。

議長（田中 稔君） 福本教育委員会総務課長。

教委総務課長（福本 達弥君） それでは、学校施設の耐震化推進計画について説明させていただきます。

この推進計画につきましては、御存知のとおり、昨年12月に策定いたしております。この計画に沿って進めていくことにいたしておりますけれども、内容につきましては、議会の委員会また全協でも御報告させていただいております。

それから、また、委員会の方でも継続審査案件といたしまして学校施設の充実が継続審査案件になっておりますので、この中で学校の耐震化についてということで進捗状況につきましては逐次報告させていただきながら現在進めさせていただいております。

ちょっと内容についてちょっと触れさせていただきますと、推進計画で重要な部分につきましては、まず優先順位ということで計画を掲げておりますけれども、優先順位につきましては平生中学校の屋内運動場これを第1優先としております。理由については、屋内運動場というのは地

域住民の避難場所であること、また、平生中の屋内運動場につきましては屋根部分がプレキャストコンクリートでできております。このプレキャストコンクリートについては、兵庫県の南部地震のときに落下したケースがあるということで最優先で対策を講ずるよう指示が来ております。こういったことから平生中の屋内運動場を第1優先といたしております。計画の方は向こう10年計画となっております、前期の5カ年で平生中をやっていこうということで今年度19年度におきまして現在平生中の屋内運動場につきまして耐震診断を今発注いたしております。9月末が工期になっておりますので、もうすぐできると思っております。

以上が主な内容でございます。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） この全国でこの耐震化の問題が大切なテーマとなっております、新聞報道など見ましても本当にこれが全国一斉にできるのかとどうかと、こういう大変な懸念があるわけです。片一方で今、報告がありましたように、地震があったら屋根が落ちてくるよとこういう恐怖感も一面片一方ではあおると言うたらおかしいがそういう話になっておると。このちょっと本当にやらんにやいけん課題でありながら目の前の課題として進んでいくのか若干疑問にも思っちゃう。この点の見通しはどうか。

議長（田中 稔君） 合頭教育長。

教育長（合頭 興亞君） 見通しという御質問でございますが、現段階におきましては県の市町村教育長会等でそういう補助金が非常に補助率が少ないもんでございまして、そういうことはできないよと、そういうことじゃできないよということで県の方の県教委の方へそれを訴えております。それで県教委の方は全国の教育長会等で国の方へそれはぜひ言うていかにや一番大事なことだというのが現状でございます。その後の段階ではよくわかりませんが、まだそれが今、国の方としても大きな問題にしているようでございます。

以上でございます。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 大変心配しておるとおりでございます、これから先、地震があった場合、落ちるかも知れないという前提じゃあいろんなこと取り組むしかないと思うんです。そういった避難対策だとかいろんなことを、そういった点の準備も含めまして対応をしていくことが大事だと思います。それより予算措置を確実にしていただくとこれも大事ですから、この点の取り組みに町長ちょっとどうします。だめ、教育長。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） かなり耐震化の取り組みについては今教育長の方からも答弁がありましたように、補助率が低いというのが大きなネックになっておるのは、これはもうどこも共通して

おりますので、この辺の財源確保対策というのを計画的に整備をしていく裏づけとしてこちら辺の財源対策というのが不可欠でありますから十分確保していけるようにしっかり我々も努力をしていきたいと考えております。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、災害復旧費について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

次に、公債費、諸支出金、予備費については一括質疑を行ないます。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 公債費もいいですね。今度の監査委員さんの意見書に一時借入金についてのかなり詳しい分析をされております。2ページなんですが、この一時借入金はどのような運用のときに必要になって、どういう運用をされたのか、まず、その必要性から、どういう必要性でやったんだと、どういう具合になったんだということをお伺いをしたいと思います。

議長（田中 稔君） 岩見会計管理者。

会計管理者（岩見 求嗣君） まず、基金のどのような時期にということですが、補助金等の入ってこない時期、または起債の借り入れ時期がございますので、これが3月末でございます。したがって、年度末の2月から3月にかけて支払い準備金が不足いたします。そうした際、18年度予算の中に定められた額、最高額以内で時期を定めまして5月の出納閉鎖の時期までの歳入を見ながら行なったものでございます。

なお、一時借入金につきましては、御承知のことと思いますが、普通地方公共団体の長は歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借りることができる、前項の規定によりまず一時借入金の借り入れの最高額は予算でこれを定めなければならないということございまして、18年度におきましては、一般会計で5億円、下水関係で3億円、それから、漁集で最高額が3億円と定められておまして、この範囲内でさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（田中 稔君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 仕組みの説明をしていただきましてそれはわかるんですが、この18年度の一時借入金のどういう理由で何円借りて、利子がどれだけかかったかとか、利子については、例えばそりゃどうしても山口銀行になるのかどうか知りませんが、いろんな金融機関からの借り入れの選択をふやすことができるのかいろいろありますから、18年度のことに

ついて、ちゃんと規律は守ってやっておられるという前提でお聞きをしております。

議長（田中 稔君） 岩見会計管理者。

会計管理者（岩見 求嗣君） 大変細かいことになるかもわかりませんが、お金の方が現在高で申しますと、1億5,391万7,150円になった際に、2月26日から3月30日にかけて2億900万円の基金の繰替運用をさせていただいております。

それから、2月28日から5月31日にかけて2億円ほど一般会計におきまして、山口災害基金組合の方から利率が1.425%、それから、利息が72万6,164円、現在高1億515万1,093円の債務、それから、現在高が9,922万3,265円の際に、3月27日から5月24日にかけて下水、漁集これのことにつきましては2億円ほど山口銀行から1.625%、利子につきましては52万5,342円となっております、先ほど申されましたように、なるだけ有利な方法でさせていただいたということでございます。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第3号平成18年度平生町佐合島渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第4号平成18年度平生町交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第5号平成18年度平生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） この中で附属資料を見ますと、水道事業が同一町内で2系統になっていると、このようになっていまして、この簡易水道の一元化について、これは歳入歳出いろいろ考えてやらにゃいけんのじゃろうと、こう思いますが、その辺のところ、これが一元化ができるのかどうかこの辺のところをよろしく願いをいたします。

議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 簡易水道の一元化というのは上水道との一元化のことですか。これにつきまして、現在上下水道の使用料の納付についての一本化をしておりますが、簡易水道につきましても、当然統合計画というのが立って今後進めていくようにいたしております。今の時点では徴収事務の方を先行してやっております。

議長（田中 稔君） 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） いや、今のこの2系統でいいのか。もっと一元化の方がいいのか。お金の問題がどうなのか。出の問題、入りの問題があると思うんですが、その辺で一元化がいいのか、このまま簡水を続けた方がいいのか、この辺のところはどうなのかお答えをひとつよろしく。

議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 当然一元化するのがいいのはいいんですが、簡易水道で一元化するのか、上水道に格上げして一元化するのか、そこら辺が今後検討していく必要があると思っております。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 簡易水道の有収率についてちょっとお伺いをいたします。附属資料の108ページです。各簡易水道の有収率が出ておりますが、有収率の平均が72.8%です。いわゆる27%近くが料金が回収されてないという水量になるんですが、ちょっと私いろいろ計算をして見ましたのでちょっと、まず申し上げてから、それからお考えを聞きたいと思うんですが、いろんな理由で有収率がいわゆる水は配ったがお金は入らないというどっか川かどっかに流れてしまう水なんですが、それが事故等であるのは当然ですから、有収率が何%かというのは大きなテーマなんですが、これ計算して見ましたら約1,200万円ぐらいが川や海に流れておる計算になるんです。配水量全体から有収率の計算したらこれ大変な金額が流れてるんです。特に佐賀簡易水道と尾国簡易水道については、広域水道からトン当たり126円で買ってありまして、その換算だけでも約700万円がそのまま買って海や川に流れておるといふ計算になります。大変な数字だと思うんです。有収率が100%というのは難しいんですが、ちょっとひど過ぎるんじゃないかという考えであります。ざっと簡易水道あたり見てみますと、佐賀簡易水道で年間3万8,192トン海や川に流れてます。尾国で1万7,000トン、佐合で1,800トン合計5,752トンぐらいが海に流れておるんですよ。これを金額に計算しまして先ほど言いましたこの単純なトン当たりの単価を掛けますと210円なりますから1,200万円になるんです。本来、水を配ってお金を回収しなければならない、できてないのが1,200万円。これ大変な数字だと私は思うんですが、まず、この有収率の事情について説明をしていただきたいに

とと、この実態についてどのように考えておられるかちょっと見解もお伺いしておきたいと思
います。

議長（田中 稔君） 安村建設課長。

建設課長（安村 和之君） 有収率が低下しておりますのが佐賀地区と尾国、佐合がありますが、
佐賀につきましては漏水箇所もございましたが、主な原因といたしまして配水地の配水流量計と
いいますか、これが故障いたしておりまして広域水道から入ってくる水に対して出てくる水のカ
ウントが上回った数値が出てきておったというのが3カ月ばかり続きまして、これが約3万トン
のオーバーになっておりました。これはどれだけオーバーしたかというのはわかりませんので、
そのまま数値としてここに配水量としてカウントしましたので有収率が下がったということでご
ざいます。

尾国につきましては漏水箇所といいますが漏水箇所の確認ができなかったということでの低下に
なっております。

佐合につきましても、休日に突発事故がございまして復旧まで長時間要したということござい
まして、これも下がったということでございます。

それと、確かに有収率100%近づけるのは基本でございますが、上げることにしまして事
故等ないように進めてまいりたいと思いますが、18年度におきましては、たまたまですが、責
任水量、額等を年間通した量以下での若干23トンほどオーバーしておりますが、予算的にはク
リアできたという考えは持っておりますが、どう言いますか、有収率が下がらない、上げていく
努力はしていきたいと思っております。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。平岡議員。

議員（11番 平岡 正一君） 広域水道からの受水量は範囲内だったから別に負担ふえてない
ということがお話ししたいんですけど、施設としては、これは私の考えで言えば新しいんです
よ、水道施設としては、大体どこも水道施設というのは随分古い歴史がありますからそれこそ明
治時代から始まった施設もありますからこれだけの新しい施設でこんな有収率というのは考えら
れないんです、やっぱ80%は有に超えていかなければ、85から90の間ぐらいは確保される
べき数量なんです。この1,000万円という金額が認識されておったのかどうかということ自
身も疑問に思うんですが、あれだけ行政改革と言いながら1,000万円の金額が海や川に流れ
ておると、川や海ですね。これは深刻な問題です。町長どうですか、あなたのお考えも聞いてお
きたいと思うんですが。

それと、もう一つ、これで質問を終わりますが、この数値自身に私は若干決算資料自体に疑問
を持っておるんです。各水道ごとの単価を計算して見ました。佐賀簡易水道が1トン当たり、こ
の計算でいくと205円になるんですよ。尾国簡易水道で211円になるんですよ。佐合が

377円になる。日向平が248円、世帯の構成からいけば基本料金10トンまで1,500円、それから、それ以上190円ということですから佐合などほとんど基本料金内の家庭だろうと思うんです。そうすると150円に近い金額が平均的には出るはずじゃないかと思うんですが、377円となっておりますから、この数値自身に若干正確な数値かどうかという疑問も持っておりますから今後精査をしていただきたいと思えます。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、有収率がやっぱりかなり低下して前年度に比べるとかなり大幅に低下をしておるとい、18年度がたまたまこういう形であられたんだらうと思っております。今言いましたように、メーター器が故障しておってその分3万トンオーバーしたというような話も今担当の方しておりましたが、できるだけいろんな故障があったり、どっかで破裂をしたりというような事故があったりというようなケースもあるんだらうと思えますが、できるだけそういうこれも大事な町としての業務ですから十分そこら辺の敏速に対応していけるような体制といえますかそういうものも常に点検をしながら何かあればすぐ対応できるような状況をしっかり整備をしていきたいというふうに考えております。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第6号平成18年度平生町老人医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第7号平成18年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第8号平成18年度平生町水産廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第9号平成18年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第10号平成18年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第11号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

日程第3 . 委員会付託

議長（田中 稔君） 日程第3、お諮りいたします。議案第1号平成19年度平生町一般会計補正予算から議案第12号熊南地域休日診療施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでの件及び認定第1号平成18年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第12号までの件及び認定第1号から認定第11号までの件については、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

議長（田中 稔君） 本日はこれにて散会します。次の本会議は9月26日午前10時から開会いたします。

午前10時54分散会

平成19年 第5回(定例)平生町議会会議録(第3日)

平成19年9月26日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成19年9月26日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 意見書案第1号 町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 同意第1号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 意見書案第1号 町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 湊上 正博君 |
| 6番 細田留美子さん | 7番 柳井 靖雄君 |
| 8番 河内山宏充君 | 10番 福田 洋明君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 藤村 政嗣君 |
| 13番 田中 稔君 | |

欠席議員(1名)

- 9番 吉國 茂君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 角田 光弘君 書記 吉岡 文博君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	合頭 興亞君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			高木 哲夫君
企画課長	吉賀 康宏君	町民課長	木谷 巖君
税務課長	洲山 和久君	健康福祉課長	河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	安村 和之君	教委総務課長	福本 達弥君
教委社会教育課長	弘中 賢治君	財務班長	池田 真治君

午前10時00分開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において河藤泰明議員、大井哲也議員を指名いたします。

・ ・

日程第2．委員長報告

議長（田中 稔君） 日程第2、議案第1号平成19年度平生町一般会計補正予算から議案第12号熊南地域休日診療施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてまでの件及び認定第1号平成18年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、9月14日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。細田留美子産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（細田留美子さん） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成19年9月14日の本会議におきまして本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項（以下、「所管事項」）、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第9号、議案第10号並びに認定第1号中、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項（以下、「所管事項」）、認定第5号、認定第7号、認定第8号及び認定第9号につきまして、9月18日に委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を御報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第9号及び議案第10号については、すべて全会一致で承認、認定第1号中所管事項、認定第5号、認定第7号、認定第8号及び認定第9号については、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、漁港建設事業費の工事請負費の内容について質問があり、伊保木漁港の防波堤出入り口部分のしゅんせつ工事であるとの説明を受けました。

また、農業用施設単独災害復旧費について、災害箇所はどこであるかとの質問に対し、昨年6月に被災を受けた園田地区の農道であるとの説明を受けました。

議案第3号及び議案第5号については、質疑はありませんでした。

議案第6号については、合併浄化槽設置補助金の支給内容について質問があり、計画区域から外れたところに対し、従来の補助金に上乘せして支給するもので、当初7人槽2基を予定していたが、4件の申請があったため追加するものであるとの説明を受けました。

議案第9号については、解体後の跡地の利用はどのように考えているかとの質問に対し、1団地すべてが解体された段階で用途廃止を行い、普通財産とした上で対応するとの説明を受けました。

議案第10号については、質疑はありませんでした。

次に、認定第1号中所管事項の歳入について、平成18年度に行った社会教育施設使用料の改定により施設の利用に変化があったかとの質問に対し、全体的に利用件数、利用者数は減少しているものの、原因は使用料負担の増加によるものではないとの説明を受けました。

また、町営住宅使用料の収入未済額の内訳は住宅による偏りがあるのかとの質問に対し、ほぼすべての住宅についてのものではあるが、主に古い住宅に入居している者に係る滞納累積金額であるとの説明を受けました。

歳出については、道路橋梁新設改良費の工事請負費について、不用額が生じた理由は何かとの質問に対し、当初予定していた工事は済ませたものの、入札減などの理由により生じたものであるとの説明を受けました。

住宅管理費について、シロアリ防除はどこで実施したのかとの質問に対し、磯崎団地で退去があった際発覚したもので、1棟2軒分を実施したとの説明を受けました。

また、教育総務費の報酬及び需用費についての不用額が生じた理由は何かとの質問に対し、報酬については英語指導助手の体調不良による勤務日数減によるもの、需用費については小学校の副読本印刷などの入札減によるものであるとの説明を受けました。

保健体育費について、体育指導員は年齢制限を設けるべきではないか、また、採用を公募方式にすべきではないかとの質問に対し、将来的には年齢的要素、スポーツへの熱意、男女共同参画等の視点から人選していきたい。また、公募方式についても研究していきたいとの説明を受けました。

また、決算全体を通じ不用額が多く見受けられるが、予算編成段階での行政が実施すべきことを十分精査し、多額の不用額を出さないよう、配分された予算を適切に住民に還元してほしいとの意見がありました。

認定第5号については、特別会計における経費削減をどのように考えるかとの質問に対し、水質検査の委託先の変更や不明水の縮減、使用料の収納率の向上など考えているとの回答がありました。

認定第7号については、受益者負担金の収納率が低下しているが、対策はとっているかとの質問に対し、収納率の低下は、主に過年度分の収納が少なかったことによるもので、誓約書をとるなどして確実に収納していくとの説明を受けました。加えて、今後の供用開始面積の増加により、さらに収納率が低下することのないよう適切に対処するようにとの要望がありました。

認定第8号及び第9号については、質疑はありませんでした。

以上が産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認あるいは認定いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（田中 稔君） 淵上正博総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（淵上 正博君） では、総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成19年9月14日の本会議におきまして本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち、平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債（以下、「所管事項」）、議案第2号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第11号、議案第12号並びに認定第1号中、平生町議会委員会条例2条の規定に基づく所管事項（以下、「所管事項」）、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第6号、認定第10号及び認定第11号につきまして、9月20日委員会室において、町長以下所管課職員の出席を得て慎重に審議をいたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第4号、議案第7号、議案第8号、議案第11号及び議案第12号については、すべて全会一致で承認、認定第1号中所管事項、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第6号、認定第10号及び認定第11号についても、すべて全会一致で認定することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告をいたします。

まず、議案第1号中歳入全般について、新型交付税の仕組みと9項目の支援措置の内容はどの質問に対し、新型交付税は、制度の簡素化を目的に、面積と人口をもとに算定するように考えられたものであるが、条件不利地域の激変緩和措置として、行政改革指標、出生率、ごみ処理量、農業産出額、小売業年間商品販売額、製造品出荷額、事業所数、若年者就業率、転入者人口の9項目の成果による措置が講じられており、平生町では、行政改革指標、出生率、若年者就業率、転入者人口の成果により、9,000万円を超える基準財政需用額の追加があったとの説明を受けました。

加えて、新型交付税は、交付税制度そのものを変えてしまうおそれがあるもので、現状と実態を再認識し、本来制度の進むべき方向を研究し提言していくべきとの意見がありました。

また、それに関連し、今後の財政運営に対しどのように対応していくかとの質問があり、今日の状況は、平成13年度に地方交付税にメスが入られたことによるもので、中期的な財政見通しでの不足額は把握しているものの、どう対処するかは大きな課題となっている。自主財源の確保はもとより、今後あらゆる知恵を絞って対応していきたいとの説明を受けました。

歳出については、障害者福祉費の就労奨励サポート事業の内容はどの質問に対し、通所施設の利用負担軽減を目的とした県独自の制度で、本町では4施設に通う12人に対し助成しているとの説明を受けました。加えて、このような制度は、利用料を取り始めることにより必要となったもので、解決には自立支援制度全体の抜本的な見直しが必要との意見がありました。

議案第2号及び議案第4号については、質疑はありませんでした。

議案第7号については、平成18年4月に行われた介護保険制度改正により事業運営状況に変化があったかとの質問に対し、平成17年度と18年度を比較すると、介護報酬が改定されたこともあり、一時的には給付費は減少しているものの、高齢者の増加をかんがみると、今後の給付費の増加は否めないとの説明を受けました。

また、民間事業者の事業拡大による事業への影響があるか、また、民間事業者の運営状況のチェックは行われているかとの質問に対し、現在行われている民間の事業拡大については、第3期介護保険事業計画の中で見込んでいるものであり、特に影響は考えられない。また、民間事業者に対し町がチェックするものについては、県の指導を仰ぎながら確立していきたいとの説明を受けました。

議案第8号、議案第11号及び議案第12号については、質疑はありませんでした。

次に、認定第1号中所管事項の歳出について、児童環境づくり推進事業費の柳井ファミリーサポートセンターの事業及び負担金の内容はとの質問に対し、仕事と育児の両立支援のため、平成14年度から柳井市、田布施町との1市2町で始めたもので、会員相互の援助活動の調整、交流会の開催、広報誌の発行が主な業務であり、負担金については人件費が主なものであるとの説明を受けました。

保育所運営費については、保育所運営の採算はとれているかとの質問に対し、従来の補助金が交付税に算入されたことで、歳入の正確な把握は困難であるが、人件費の負担が多く、町からの持ち出しはやむを得ない状況との説明を受けました。

認定第2号から認定第4号、認定第6号及び認定第10号については、質疑はありませんでした。

認定第11号については、特定入所者介護サービス費の内容はとの質問に対し、平成17年10月の制度改正で負担が必要となった施設入所者の食費、居住費について、住民税非課税世帯の低所得者に対して給付費の中から補助するもので、1,175件、94人の利用があったとの説明を受けました。

以上が総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認あるいは認定いただきますようお願いを申し上げます。委員長報告を終わらせていただきます。

議長（田中 稔君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、5分割にして採決をいたします。

まず、議案第1号平成19年度平生町一般会計補正予算から議案第7号平成19年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。議案第1号から議案第7号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第1号から議案第7号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号政治倫理の確立のための平生町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例から議案第10号平生町下水道条例の一部を改正する条例までの件を一括起立により採決いたします。議案第8号から議案第10号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第8号から議案第10号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号熊南地域休日診療施設組合の解散に関する協議について及び議案第12号熊南地域休日診療施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての件を一括起立により採決いたします。議案第11号及び議案第12号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第11号及び議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号平成18年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を起立により採決いたします。認定第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、認定第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号平成18年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号平成18年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの件を一括起立により採決いたします。認定第2号から認定第11号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、認定第2号から認定第11号までの件は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第3 . 同意第1号

議長（田中 稔君） 日程第3、同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。去る9月13日に御提案申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会で慎重に御審議賜りましたことを、まずもって厚くお礼を申し上げます。

そして、ただいまは、予算7件、条例3件、事件2件、認定11件につきまして御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後、間もなく10月下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払いながら、財政運営を含め行政の効率化に努め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは、同意第1号平生町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

今回、10月19日で任期が到来いたします教育委員の方は、現在教育委員長をお務めの山本政義氏でございます。山本委員長におかれましては、平成11年10月から2期8年間、平生町の教育行政に幅広い知識と経験を生かされ、教育・文化の振興に多大な御貢献をいただき、教育委員としての職責を果たしてまいられました。引き続き教育行政にお力添えをいただきたいところでございますが、御本人からの後進に道を譲りたいとの強い申し出がございましたので、この任期に際し、御勇退となったわけでございます。

後任者につきましては、全町的に、また学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの方を候補に挙げながら、あらゆる角度から総合的に判断をいたしました結果、このたび佐賀大田にお住まいの鳥枝達典氏を任命いたしたいと存じます。

鳥枝氏は、昭和18年1月17日生まれの64歳でございます。昭和40年3月に日本大学理工学部を御卒業後、建設会社に入社後も教育への情熱を絶ちがたく、聴講生として教員免許を取得され、昭和41年4月に川上村立川上中学校を振り出しに、平成12年3月、平生町立平生中学校校長を最後に勇退されるまで34年間、教育職並びに教育行政職に幅広く御活躍されました。

在職中におかれましては、「教育とは人づくりである」との教育理念のもと、「子は地域の宝である」との思いから、学校、行政、そして地域が一体となってその具現化を図れるよう環境整備に取り組まれたと伺っております。退職後も、平成13年4月から平生町歴史民俗資料館の指導員として御活躍いただき、平成16年11月からは阿多田交流館の指導員としても御活躍をい

ただいております。また、地域におきましても、住民の方々のよき指導者として、また、教育に対する強い熱意もお持ちでありまして、本町の教育委員として適任であると判断するものであります。

主な経歴につきましては、議案に添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上、御説明を申し上げましたように、教育委員としての識見を十分に備えておられる鳥枝氏を適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で同意第1号につきましての説明は終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案について討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。同意第1号平生町教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、同意第1号の件は原案のとおり同意されました。

日程第4．意見書案第1号

議長（田中 稔君） 日程第4、意見書案第1号町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。細田留美子議員。

議員（6番 細田留美子さん） それでは、御提案いたしております意見書案第1号町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書につきまして御説明申し上げます。

道路は、豊かな町民生活や活力のある経済・社会活動を支える最も基本的なインフラであり、少子・高齢化が進展している中、活力ある地域社会を形成し、地球規模での環境問題に対処し、安全・安心の実感できる国土の実現を図るには、道路整備が引き続き重要となっております。

国・地方を問わず厳しい財政状況下にあるものの、本町の道路整備はいまだ不十分であり、主要幹線道路である国道188号線バイパス未整備部分の早期着工、安全・安心の観点からの県道光上関線、県道大野南長迫線の早期改良等が強く望まれているところであります。

よって、本町議会は、政府並びに国会に対し、道路整備に対する町民の要望が依然として強いことを踏まえ、町民生活や経済・社会活動を支える重要な基盤施設である道路については、真に地方が必要としている道路整備が着実に推進できるよう中期計画に位置づけるとともに、整備のための財源の確保を図るために特段の配慮がなされるよう、また、平成20年度の予算編成に当たっては、このような道路整備の重要性を十分反映されるよう強く要望するものであります。

以上、町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書につきまして、今回、5名の提出者を代表して提案いたします。

議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号町民生活を支える道路整備財源の確保を求める意見書の件について起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議員派遣の件

議長（田中 稔君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配
布の文書のとおりとすることに決しました。

日程第6．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（田中 稔君） 日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたし
ます。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、
お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のと
おり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（田中 稔君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしま
した。

これにて平成19年第5回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時32分閉会